令和８年３月16日

◎弘田委員長　ただいまから、商工農林水産委員会を開催いたします。

（９時59分開会）

◎弘田委員長　本日の委員会は、昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

《林業振興・環境部》

◎弘田委員長　本日は、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、第46号議案「高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案」についての説明は部長が行い、課長の説明は省略したいと思います。また、先ほど申し上げた第46号議案の質疑は、部長の総括説明の後に行い、その他の部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎坂田林業振興・環境部長　それでは、提出議案の全体部分について、私から説明いたします。

まず、令和８年度の当初予算議案になります。２ページは、当初予算案の総括表です。一般会計の合計は150億4,000万円余りでして、約11億4,000万円、対前年度比で8.2％の増となっております。主な増加の要因としましては、省エネ家電の購入支援などに係る事業費の増などによるものです。

次にその下、特別会計ですが、まず県営林事業は県営林の適正な管理・運営に必要な経費としまして、３億3,000万円余りを計上しておりまして、流木販売の計画量の減少などに伴い、対前年度比でいいますと、24％減となっております。

次にその下、林業・木材産業改善資金助成事業ですが、林業者や木材産業事業者への融資などの経費としまして、13億円余りを計上しております。

次にその下、土地取得事業ですが、当事業によりまして取得しました指定公園の土地に関わります維持・管理の経費としまして、140万円余りを計上しております。

次に３ページです。来年度予算につきまして主要事業の体系表に沿って説明をいたします。まず、林業分野におきましては第５期産業振興計画に基づきまして、山で若者が働く、イノベーション創発型の国産材産地を目指す姿としまして、若者や女性などの活躍、そして森林資源の再生産と県産材の付加価値向上を実現するため、森林資源の再生産の促進から、後のページに続いてまいりますけども、多様な担い手の育成・確保まで４つの戦略の柱により取組を進めているところです。来年度につきましては、若者の所得向上に向けまして、事業者の生産性向上に資する取組や支援など、こちらを強化しております。具体的な内容につきましては、各項目について説明をいたします。

１つ目の柱ですが、森林資源の再生産の促進では、林業適地における再造林を前提とし

ました皆伐の展開、また、生産性向上につながる高性能林業機械の導入への支援を強化しまして、林業適地への集中投資や林業収支のプラス転換に向けた取組を進めてまいります。

次に４ページです。２つ目の柱、木材産業のイノベーションの１つ目の項目、大径材の利用促進では、森林技術センターにおいて、大径の杉を使った製品の品質データを整備しまして、大径材の利用促進につなげてまいります。

次の項目、需要に応じた製材品の供給体制の整備では、新たな技術の導入により、建築物・外構などに利用できる耐久性の高い木材製品の生産に向けた取組などを支援し、製材品の付加価値向上に取り組んでまいります。

３つ目の項目、森の資源を余すことなく活用では、竹製品を活用しました新素材バンブープラスの製造工場が香南市において稼働が開始されたことから、こうした需要にしっかりと対応できるよう、竹材、竹の生産に係る取組を支援しまして、供給体制を強化してまいります。

３つ目の柱、木材利用の拡大では、１つ目の項目、環境に配慮した新たな木材流通の促進では、土佐材認証制度の試験運用を開始するとともに、情報管理システムを強化することで再造林の担保された木材のトレーサビリティーの見える化と、県産木材の流通促進を図ってまいります。

次の項目、非住宅建築物等への木材利用の拡大では、高知龍馬空港や高知駅など、観光客を訪れる施設において、大阪・関西万博の大屋根リングに使用された木材の再利用を実施します。また、令和９年３月から横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会の会場設営への県産材の供給に向けても取り組むことで、木材の利用拡大につなげてまいります。

５ページです。４つ目の柱は、多様な担い手の育成・確保です。１つ目の項目、ターゲットマーケティングによる就業促進に向けた取組の強化では、幅広いターゲットへの取組を展開するため、移住希望者等に向けた情報発信の強化や外国人材の受入れに向けた取組を支援し、新規就業の促進につなげてまいります。

次の項目、高度な技術を有する人材の育成では、林業大学校のオープンキャンパス参加者の増加に向けた取組や研修生への支援制度の充実によりまして、入校生確保に取り組んでまいります。

次の項目、魅力ある職場づくりの推進では、林業従事者の技術向上力による多能工化を進める取組を支援することによりまして、生産性の向上、さらには所得の向上につなげ、若者などが活躍するための環境づくりを進めてまいります。

次の中山間対策につきましては、主要な特用林産品目を軸としまして、収益性の高い品目の積極的な導入と多様な担い手の育成によりまして、生産振興を図ってまいります。

次の豪雨災害・国土強靱化対策につきましては、台風や豪雨などによる山地災害などの未然防止、減災対策を進め、県土の強靱化を図ってまいります。

次の県民参加の森づくりにつきましては、県民の森林への理解を深め、森林保全活動への参加や県産材を利用するなど、一人一人の行動につながるよう広報等の取組を進めてまいります。

次の全国植樹祭につきましては、令和10年春の開催に向けまして、実行委員会の運営や基本計画の策定、広報活動などの取組を進めてまいります。

６ページです。環境分野の取組につきましては、この３月に取りまとめを行います高知県環境基本計画第六次計画において、基盤となる社会、具体的には脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を目指して進めていこうとしております。

まず、地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会づくりでは、これも同じく３月に取りまとめを行います高知県地球温暖化対策実行計画や、バージョンアップを行います第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプランに基づきまして、取組を強化してまいります。来年度、新たな事業としまして、国の交付金を活用しまして、物価高騰対策の視点も加えて、第３弾となります省エネ家電などの購入応援キャンペーンや、電気自動車などの購入支援を実施することで、地球温暖化対策に向けた施策を進めてまいります。

次に、環境への負荷の少ない循環型社会づくりでは、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備のために、エコサイクル高知に対して施設整備に必要な費用の負担や貸付けを行うとともに、佐川町が実施されます地域振興策や周辺安全対策への支援を実施してまいります。

最後に７ページです。自然環境の保全が図られた自然共生社会づくりでは、牧野植物園の磨き上げ整備の基本構想に基づきまして、南海トラフ地震対策として、長江圃場の高台移転などを進めてまいります。

続きまして８ページ、こちらは令和７年度２月補正予算の総括表になります。増額の主なものとしましては、国の経済対策の補正予算に対応しまして、森林の集約化を促進するためのモデルとなります取組の支援ですとか、間伐などの森林整備に係る経費などです。

また、減額では国の交付決定額との差額や各事業における補助金委託料などの執行残を減額補正するものでして、これらの増と減を合わせまして、一般会計で一番下ですけども、５億5,000万円余りの減額をお願いするものです。このほか、公共事業の繰越明許費の追加などをお願いしております。

次に、９ページの特別会計では、県営林事業におきまして計画しておりました立木処分が作業道の被災により実施できなかったことなどによりまして、約２億900万円の減額補正となっております。

続きまして、当部提出の条例その他議案について御説明をいたします。10ページの議案目録を御覧ください。

まず、第46号ですが、高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案につきましては、後

ほど別資料で説明いたします。

次に11ページ、第67号になりますが、四国カルスト県立自然公園の施設につきまして、地方自治法の規定により指定管理者の指定について議決をお願いするものです。

12ページを御覧ください。先ほど説明いたしました第46号高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案となります。

資料上段の１概要にありますけども、高知県収入証紙条例を廃止するほか、当該条例の廃止に伴い関係条例の規定の整理を行うものです。制度の概要や新たな納付方法等につきましては、先週の商工労働部の説明と重複しますので省略いたします。

この条例の廃止に伴いまして資料下、左の４条例改正の概要にありますように、環境対策課所管の高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の改正が必要となっております。具体的には、資料に示してありますとおり、収入証紙による納付を前提としております手数料の納付時期につきまして、申請書の提出と同時に納付するとしていた規定を、右側にありますけども申請書の提出の際、納付しなければならないと改めるものです。

なお、今回の条例改正につきましては令和９年８月１日から施行としております。

次に、報告事項です。当部からの報告事項につきましては、環境計画推進課から３件、自然共生課から２件、環境対策課から２件、合わせて７件となっております。

最後に、当部が所管します審議会の審議経過等につきましては、13ページ以降の資料に添付しておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。提出議案と報告事項の詳細につきましては、それぞれ担当の課長から説明いたします。

◎弘田委員長　それでは、先ほど部長から説明のありました第46号議案について質疑を行います。

（なし）

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、第46号議案の質疑を終わります。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈林業環境政策課〉

◎弘田委員長　初めに、林業環境政策課の説明を求めます。

◎太郎田林業環境政策課長　初めに、令和８年度一般会計当初予算について御説明いたします。

２ページです。歳出につきまして、右側の説明欄の記載に沿って主なものを御説明します。

１人件費は、当部の林業５課の職員の人件費のうち、県費で支出する人件費です。

１つ飛びまして、３木の文化県構想推進事業費の２つ目、緑化促進事業費補助金は、教

育・保育施設、市町村等が整備する施設などを樹木により緑化することで、県民の皆様に日頃から緑を感じていただける環境を整備する取組を支援するものです。

４森林公園等管理運営費の甫喜ヶ峰森林公園管理運営委託料と、次のページの森林研修センター情報交流館管理運営委託料は、それぞれの施設の管理運営業務を指定管理者に委託するものです。

次の施設整備工事請負費は、甫喜ヶ峰森林公園の森林整備や森林学習展示館のエアコン設置などの工事に要するものです。

次に、５県民参加の森づくり推進費です。２つ目の森林環境情報誌作成等委託料は、森林や木の良さ、林業や木材利用の重要性、県の森林環境税などにつきまして、県民の皆様に理解を深めていただくために、年２回の情報誌の発行とインターネットを活用した情報発信を行うものです。この委託料につきましては、令和８年度から令和９年度までの２か年の契約としており、債務負担行為の設定につきましても併せてお願いをしております。

次の森林環境学習フェア開催委託料は、例年、東洋電化中央公園で開催しております森林や自然環境、木の良さについて学び、体験いただくフェアの開催を委託するものです。

次の座談会等開催委託料は、県の森林環境税や国の森林環境譲与税を活用した取組について周知する情報発信と、今後の税の在り方や使途について県民の皆様の御意見を聞くための座談会の開催、企業などへのアンケート調査の実施を委託するものです。

次のこうち山の日推進事業費補助金は、こうち山の日の趣旨に沿って、山を守り、大切にする活動やイベント、地域の緑化推進に主体的に取り組む若者の育成活動などを行う団体に対して支援を行うものです。

次の山の学習支援事業費補助金は、森林環境学習に取り組む小・中・高等学校や自然体験活動を実践する幼稚園・保育所などに対して、講師の手配や学習に使用するバスの借り上げに係る経費などについて支援を行うものです。

次の森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金は、地域住民が森林所有者と協力して行う里山林の整備活用の活動に対して、国が行う助成に上乗せ補助を行うものです。

続いて、６全国植樹祭開催事業費の１つ目、全国植樹祭実行委員会負担金です。

４ページです。全国植樹祭の取組状況と併せて御説明します。左側中ほどにあります第78回全国植樹祭の概要ですが、令和10年度の大会開催に向けて、現在、式典・植樹行事や会場整備等の方向性について、基本計画を策定する過程で検討を進めているところです。

下段のスケジュールをお願いします。本年度は昨年９月に知事が会長を務める実行委員会を立ち上げまして、大会テーマ・シンボルマークの募集、小学校などでの苗木の育成体験の取組などを進めてまいりました。３月26日には第２回の実行委員会総会を開催し、基本計画素案などの審議をいただく予定としております。

右側の令和８年度の取組についてです。全国植樹祭実行委員会負担金は、基本計画や実

施計画の策定、大会の会場整備に係る費用のほか、県全体での機運醸成に向けた広報活動等の取組に要する経費につきまして、実行委員会に支出をするものです。なお、知事が代表である団体への負担金であることから、双方代理による契約を有効なものとするため、議会から事前承諾をいただこうとするものです。

ページ変わりまして、上の施設利用負担金は、執務室として四国森林管理局庁舎の一部を使用することに伴い発生する光熱水費等の負担分です。

全国植樹祭開催事業費については、以上です。

次に、７森林環境保全基金積立金は、県の森林環境税の税収とその運用益などを基金に積み立てるものです。

８森林環境譲与税基金積立金は、国から譲与される森林環境譲与税とその運用益を基金に積み立てるものです。

その下からは、左の科目欄２林業試験研究費になります。

右の説明欄１森林技術センター管理運営費の清掃等委託料から、２つ下の試験機器保守点検等委託料までは、事務室など建物の清掃や警備、敷地内の除草、試験機器類の保守点検などを事業者に委託するものです。

次の設計等委託料と改修等工事請負費は、センターの敷地内にある調整池の耐震補強に係る工事監督の委託や工事の実施などを行うものです。

一番下の２の林業試験研究費は、民間企業等と連携しながらセンターが実施する試験研究に要する経費で、来年度は県産材を用いた家具類の付加価値向上に関する研究など、10の研究課題に取り組みます。

６ページです。左の科目欄の２環境費の１環境政策費です。右の説明欄１協働の森づくり事業費のCO_2吸収認証制度運営委託料は、協働の森づくり事業の協定を締結いただいております企業等に対して、整備した森林のCO_2吸収量を認証して、吸収証書を交付する制度の運営を委託するものです。

次のフォーラム開催等委託料は、県民、協働の森づくり事業パートナーズ企業、県内企業、行政などを対象に、カーボンニュートラルに関するフォーラム等の開催を委託するものです。

以上、当課の令和８年度当初予算の総額は23億3,500万円余りで、前年度からは２億2,000万円ほどの増額となっております。

８ページです。こちらは、先ほど御説明しました森林環境情報誌作成等委託料につきまして、990万円余りの債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、令和７年度２月補正予算について御説明いたします。

９ページです。歳出につきまして、資料右側の説明欄の記載に沿って主なものを御説明します。

まず、１人件費の一般職給与費は、公共事業の国費の内示割れに伴い、事業費での支弁が減額となることから、県費を増額補正するものです。

２こうち山の日推進事業費補助金と、山の学習支援事業費補助金は、執行額が想定を下回る見込みとなったため減額補正するものです。

４森林環境保全基金積立金は、県の森林環境税の税収等の増額が見込まれることから、基金の積立額を増額補正するものです。

５森林環境譲与税基金積立金は、国の森林環境税の税収等の増額が見込まれることなどから、基金の積立額を増額補正するものです。

１森林技術センター管理運営費の設計等委託料と施設整備工事請負費につきましては、入札残による不用額を減額補正するものです。

林業環境政策課からの説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上治委員　補正と兼ねての話なんですが、さっきの山の学習であるとか、山何とかが減額になっておる。今回、令和８年度、森林環境情報誌から同じように、学習フェアあるいはそれぞれの座談会とかいうように、森に関して県民に広くやっていこうということなんですが。前回減額になった事業をようしなかって、今回やっていこうというのは、何か前回それぞれやろうとするところができなかったことの反省、減額するがの反省と、令和８年度はこういうふうにしてやっていこうというところがあれば、まずそこをお願いできますか。

◎太郎田林業環境政策課長　減額補正に関してですけれども。この山の学習支援事業費補助金は、学校で主体的に行う森林環境学習のバスの借り上げでありますとか、資材の調達に関する支援を行う分なんですけれども。不用が生じないように努めておるところですが、例えば、市町村のバスを借りれるようになったということでありますとか、地元の森林組合などから資材を調達できるようになったというようなことが結構ありまして、減額補正となったことが主な要因です。来年度の当初予算につきましては、この税の事業の使い方を点検する基金運営委員会にかねてから、幼い頃から森林に触れ合う取組が重要だとの御意見もいただいておりまして、それで新たに３歳児以上を対象にするメニュー拡充とか、そういったようなことを行っております。

◎上治委員　レベルが落ちたわけではなく、そういうような各団体の協力が出てきたということなんで、いいことだとは思います。

それから、今回、予算の中で、それぞれ森林環境情報誌の委託であるとか、それぞれもう一つ学習フェアの委託、３つ座談会の委託、この３つそれぞれは森林・林業のことなんでそういうところに委託を出すのか、いやそうではなくて、それぞれが情報誌やったら情報誌の関係に出すとか、いろいろ委託方法があると思うんです。その考え方はどんなに委

託をしていこうとするのか。

◎太郎田林業環境政策課長　森林環境情報誌は、令和５年度から７年度までの３か年の債務負担のこの契約で行ってきました。それが今年度で切れるものです。また、森林環境税が今第５期ですけれども、令和５年度から令和９年度までの５か年で、その切れ目に合わせて残２年間の委託をしようとするものです。発注先に関しましては、県内事業者を優先に、県内のこういった情報誌を発行している企業の皆様から、新たに御提案をいただく考えです。

それと座談会に関しましては、こちらは開催に要する経費、税の取組を周知・広報する情報発信の取組、それと５年に１度ですけれども、税の在り方について企業アンケートを実施するもので、主に３つの内容を県内の事業者の方に委託をするという考えです。

あともう１つの森林環境学習フェアですけれども、こちらにつきましても県内のイベント会社にプロポーザルで提案をいただいて、選定をする考えです。

◎上治委員　一番最初の情報誌の作成は、令和５年度から令和７年度までやってきて、あと今回、森林環境税の一応５年という残り期間を新たにやってもらうために、情報誌を作るときに、今までやってきた業者とは違う業者を選定しないといけないというのは、何かあるんですか。ずっと継続して作ってきよったところが、あと残りの２年間に応じて変えないかんとかじゃなくても。もうそのままでよさそうな気がせんではないんですけど。何かいかんき変えるとか、こう変えよったら別やけど、そうやって新たな公募をしないといけないというのはやっぱりルールか何か、その辺お願いします。

◎太郎田林業環境政策課長　現在、令和５・６・７年度ということで委託している業者は、この読者アンケートの結果からも非常によい評価をいただいておるところではあります。その一方で、この参入機会を開くという部分も、大事な視点だと思いますので、開かれたこの参画機会のもとで、今後の２年間の新たな紙面づくりのよい提案をそれぞれいただくという考えです。

◎上治委員　別件、もう一点。令和10年度の植樹祭に向けて一生懸命取り組んでいるわけなんですが、植樹祭も重ねてもう七十数回に。多分復興から植樹をしようという機運でやってこられた事業と思うんです。この高知県で２回目の開催だが、今回実行委員会で、どこともやられておるという言い方をしたら失礼ですが。先ほどあったように、一般的な流れのイベントではなくて、高知県らしさ、高知県独自のこの植樹祭へ向けて、県は実行委員会の中で、今までやりゆうこととは違う、やっぱり森林県として何かこういうものを打ち出していこうという話がされておるのか。もし話をされてないとしたら、そういう話をしていく予定があるのか、ここをお願いしたいと思います。

◎太郎田林業環境政策課長　本県のこの全国植樹祭は、先ほど資料のほうでも御覧いただいた分ですけれども、開催理念を大きく２点掲げております。

この１つ目の部分というのが、こうち山の日の制定趣旨と趣旨を重ねておるんですけれども。やはり二酸化炭素吸収減対策でありますとか森林の持つ公益的機能、これの重要性を皆さんが理解をして、山・森を守る活動につなげることを、この１つ目の旨としております。

２つ目は、切って使って植えて育てるという、森林資源の循環サイクルを、きちっとできますように、担い手対策とともに再造林の推進やそういったようなことを、しっかりとこの産業振興計画に定める目標に向かって取り組んでいくと。そのために関係団体の皆様も、この実行委員会のメンバーにお入りをいただいているところです。本県ならではというところですと、我々としましては、この森林の持つ公益的機能の情報発信で、それを守る活動への参画ということで、今、この全国植樹祭の専用のホームページを制作中でありますけれども、このホームページの中では、しっかりとボランティア活動の情報とかそういったものも発信して、県民参加の森づくりにつなげていきたいと考えております。

◎上治委員　こういう全国規模の植樹祭を高知県で行うことはいいことなんで、それぞれ今やってる山の学習支援事業であるとか、座談会とか学習フェアとかいろいろある中で、機運の醸成も大事なけど、そういうことを開催しながらこういうのを何か１つ植樹祭へ発展させたらいいねとかいうことがありましたら。ぜひ、すばらしい植樹祭になるようにお願いします。

◎塚地委員　２ページで御説明いただきました、高知県森と緑の会等負担金は、こんな少額なのねとちょっと思ってしまいまして。結構いろんな場面で御活躍もいただいているようには思っていて。何か事業委託みたいなことで会の運営を支えているのか、県との関係とか今後の発展の方向みたいなものがあれば、教えていただきたいと思って質問です。

◎太郎田林業環境政策課長　２ページに掲載している部分は、県は、この森と緑の会の正会員になっておりますので、このうち、森と緑の会の会費は10万円ということで負担するものです。それで、森と緑の会は、特にこの森林環境学習の推進でありますとか、森林保全のボランティアの活動の支援、ネットワークの強化といったところで、県のこの事業の欠かせない事業パートナーだと認識をしております。それぞれの補助金の中では、この森と緑の会の運営に必要な附帯事務費という形で、人件費をはじめとする主要な経費は、しっかりと盛り込んでおります。

◎塚地委員　大いに活躍していただかないといけない団体だと思ってまして、いろんな物価高騰とかも含めて事業をやっていく中で、その補助金で十分やっていけるのかというような心配の声も聞こえたりしたので、あえて聞いてみたんです。また、現場の声も聞いていただいて、会の運営が、ボランティアの皆さんに参加していただく、裾野を広げる大事な会だと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

◎土森委員　３ページですかね、県民参加の森づくり推進費のとこですけども。森林環境

税の認知度が去年の決算特別委員会で38％ぐらいしかないということで、その向上も図らないかんと思うがです。また民間の広報を使って継続していくと思うんですけど、例えば県の税はソフト面、国の税はハード面みたいな、緩やかな分担があると思うんですけども、県のほうも、例えば森林活動保全活動とか、そういうちょっとハード面的なところを入れていったらどうかなと思うんですけども、具体的な行動につなげるためにどんなことができるのかなと思うんですけど、教えていただきたいと思います。

◎太郎田林業環境政策課長　ハード面での活用。

◎土森委員　森林保全活動への参加とか、やってますか。

◎太郎田林業環境政策課長　県のこの森林環境税は、まさに県が広域的に行う森林環境保全活動といったところを中心に充てておりまして、そのほか、鹿の鳥獣被害対策と木材利用の推進という、主にこの３本柱で充てているところです。

◎土森委員　その中で、先ほど上治委員も言ってましたけど、座談会などの開催委託料。その座談会は、どこに向けての座談会か、税の在り方か、それとも、どういう事業をつくるのかという、どっちのほうなんでしょうかね。

◎太郎田林業環境政策課長　第６期を今後迎えるわけなんですけれども、税の延長の議論というのは、この令和９年度から本格的に開始すると承知をしております。今後、この延長の検討に向けて県民の皆様から御意見を広くお聞きするために、来年度は各林業事務所単位の県下６地域でこの座談会を開催するのが１つと、あわせて、この森林環境税は法人住民税ということで500円を頂戴しておりますけれども、その課税対象となる法人の皆様にアンケート調査の形で、御意見をお聞きする考えであります。そこはこの税の望まれる使途の在り方でありますとか、延長の可否、賛否といったような部分や、それと併せて県のこの取組について、周知・広報を主な内容としております。

◎土森委員　何とか認知度が上がっていくように、よろしくお願いします。また小・中学校に向けて、うちの中村小学校は、四万十市の林業関係の方がよく来てくれて、小学生が森や木に触れてますので、そういうことが多分、今から大事なことだと思いますんで、また引き続いてよろしくお願いいたします。

◎西森（美）委員　先ほどからある森林環境税と、それから森林環境譲与税ということで、これが本県の森林の振興というか、進めていくに当たって大事な財源になってると思います。例えば令和５年、６年と見てみましたら、県の都道府県に配分される森林環境譲与税は、２億円から２億3,000万円ぐらいに上がって、市町村の森林環境譲与税も15億円から20億円ぐらいに、令和５年から６年に上がってきてるので、令和７年はあれですけど、令和８年はどんな見込みになるんでしょうか。増額の方向なのかどうか。

◎太郎田林業環境政策課長　当初予算に合わせた格好で、この税収の部分を来年度の見込みを申し上げますと、市町村が22億3,400万円余り。県分が２億4,800万円余り。ベースに

なっておりますのが、今年度の国全体の税収が689億円というふうになっておりまして、これに基づいた試算で先ほど御紹介させてもらった数字となっております。

◎西森（美）委員　森林環境譲与税基金にも積立てをずっとされてると思います。令和７年度末の基金の残高は、どれぐらいになってらっしゃるんですか。

◎太郎田林業環境政策課長　森林環境譲与税基金の令和７年度末の残高は、１億2,100万円余りを見込んでおります。

◎西森（美）委員　基金残高が１億2,100万円で、県の森林環境税も基金があると思います。その残高も同様にお示しいただいて構いませんか。

◎太郎田林業環境政策課長　県の森林環境税の令和７年度末の残高が２億3,800万円余りを見込んでおります。

◎西森（美）委員　分かりました。これから先ほど話もあった令和10年の植樹祭とか、毎年毎年の事業にもこの基金は活用されるでしょうし、大きなものでいえば令和10年がとても大事な分岐点というか、さらに木材の振興とか県民を挙げての取組になるかどうかの試金石になるのではないかなと思うんですけれど。令和10年までのこの基金の運用の在り方と、どういうふうに計画をされて予算を組まれていくのか、令和10年ぐらいの展望も含めてお示しいただいていいでしょうか。

◎太郎田林業環境政策課長　次年度のこの予算を編成する中では、この単年度で事業が終了する見込みのあるものと、やはり政策効果を発現するために２年３年といった、この複数年度にわたって事業を計画するもの、そこは様々です。そういった先々の見通しも勘案しながら、将来のこの基金残高もにらみながら、この事業の可否というのをまずはこの内部で検討もするわけなんですけれども。先ほど来からお話ししております、全国植樹祭といったところが、今後活用させていただく負担というのはちょっと大きく、必然的になってくるところでして、令和10年度の末の基金の残額の見込みというのが3,000万円余りというようなところで、ここが当面のボトムといいましょうか、一番厳しい状況ではありますけれども。先々のこの事業活用また新たなこの政策での活用といったようなこともにらみながら、一定のこの残額も確保しつつ積極的に活用を図ると、そういう運営をしいているところです。

◎西森（美）委員　担当課のほうでは令和10年を見越して、そのときは一時的に基金の残高が3,000万円ぐらいになるかもしれんですけれど、大体、年間で１億7,000万円ぐらいの税収があるのではないかなと思うんです。何か全国植樹祭の基本構想とかいろいろ示していただいて、スケジュール感もあるんですけれど、この基金の使い方というか、それも私たちとしてはとても注目しなくてはいけないもので、その後、財源を確保していくという意味では重要だと思うので、そこも併せてお示しいただいてたらとても参考になる資料になるのではないかと思うので、今後また、ご検討いただけたらと思います。

◎太郎田林業環境政策課長　ちょっと工夫を考えてみたいと思います。この県の森林環境税につきましては、事前に県民の代表の皆様で組織されます基金運営委員会を設けておりまして、そちらでの御意見をお聞きしながら、県予算に計上しているところは１つありますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、林業環境政策課を終わります。

〈森づくり推進課〉

◎弘田委員長　次に、森づくり推進課の説明を求めます。

◎中城森づくり推進課長　当課の予算議案について御説明いたします。

まず、令和８年度当初予算について１ページです。歳出の主なものを御説明いたします。なお、担い手の育成・確保につきましては、取組のポイントについて後ほどポンチ絵でも御説明いたします。

右端の説明欄を御覧ください。まず、下段の１森林整備公社助成事業費です。

３つ下の森林整備公社造林事業費補助金は、公社が実施する間伐などの森林整備を国庫補助事業により助成するものです。

次の森林整備公社利子助成補助金は、日本政策金融公庫から融資を受けた造林資金などの利払いに対する助成です。

２ページです。２つ目の森林整備公社貸付金は、日本政策金融公庫からの借入金の償還に必要な資金を公社に貸し付けるものです。

次に下から５つ目の４人づくり推進事業費です。

３ページです。上から１つ目の林業労働力確保支援センター事業費補助金は、林業労働力確保支援センターが行う林業就業者の確保や技術力向上のための取組に対して支援するものです。

４つ下の小規模林業総合支援事業費補助金は、市町村が行う小規模林業者の育成のための技術研修や事業地確保などの取組を支援するものです。

２つ下の林業労働環境改善事業費補助金は、労働環境や雇用環境の改善など、林業事業体自らが実践する魅力ある職場づくりの取組を支援するものです。

次に、２つ下の５林業大学校運営費は、研修生確保に向けたウェブなどを活用した広報や庁舎管理など学校運営に必要な経費です。

下から１つ目の６林業大学校研修事業費です。

４ページです。３つ目の緑の青年就業準備給付事業費補助金は、研修生が安心して研修に専念できるよう、給付金を支給するものです。

次に、６つ下の８森林計画事業費です。

５ページです。１つ目のスマート林業研修等委託料は、スマート林業を推進するための

操作研修などを委託するものです。

８つ下の10森林経営管理制度推進事業費は、市町村が行う森林経営管理制度に係る取組を支援するものです。

６ページです。以上、当課の令和８年度の一般会計当初予算の総額は11億9,700万円程度と、前年度とほぼ同額となっております。

７ページです。令和８年度における多様な担い手の育成・確保に向けた取組について御説明いたします。担い手の育成・確保に向けては、中段の横帯にあるように、左側の林業への興味を就業へとつなぐための情報収集の段階から、右側の担い手としての定着に至る各段階に応じた取組を行っています。

まず左側の就業促進に向けた取組では、これまでの取組に加えて幅広いターゲットへの情報発信として、中段のマル拡の趣味や移住系の専門誌などで、趣味と林業就業に関する情報発信を強化し取り組むほか、下段の破線囲いマル拡の林業の魅力の発信としてデジタル技術の活用など、現在の林業を分かりやすく紹介する動画作成などのコンテンツの強化に取り組むこととしています。

また、中列の高度な人材の育成では、本県での林業就業を目指し、林業大学校で学ぶ研修生が安心して研修を受講するための支援制度の充実や、県外からの研修生確保に向け、林業大学校の研修環境などを実際に確認いただくオープンキャンパスへの県外からの参加促進に向けた支援などに取り組むこととしています。

さらに、右側の魅力ある職場づくりの推進では、若者などのニーズに合った労働環境の改善や所得向上に向けた研修実施などによる技術力の向上や多能工化につなげる取組などへの支援のほか、外国人材の雇用や短期雇用者の活用など、多様な担い手が活躍できる環境づくりへの支援を行うこととしています。こうした取組と併せまして、他部局の所管となりますが、所得向上総合補助金を活用する事業体の取組についてもしっかりと支援してまいります。

８ページです。県営林事業特別会計について御説明いたします。最初の事業について御説明いたします。右端の説明欄を御覧ください。

１つ目の１県営林造林事業費の事業実施委託料は、県営林の境界管理や現地調査などを森林整備公社へ委託するものです。

次の１立木処分費の２つ目、立木処分地主分配金は、県営林の立木販売などに伴う収益の森林所有者への分配金です。

９ページです。１事業管理費の４つ目、県営林整備事業費負担金は、公募型プロポーザル方式により選定した林業事業体が実施する、県営林での森林整備に係る負担金です。

以上、県営林事業特別会計の令和８年度当初予算の総額は３億3,200万円程度となっており、県営林の立木販売、いわゆる県が管理する森林の販売計画量の減少などに伴い、前

年度から約１億円の減となっております。

11ページです。債務負担行為について御説明いたします。当該年度提出に係る分は、次年度からスタートします県営林の森林整備事業につきまして、令和８年度から令和14年度までの債務負担行為をお願いするものです。

12ページです。過年度議決済みに係る分は、昨年３月までに議決いただいた債務負担行為に係るもので、県営林における森林整備事業の前年度末までの支出見込額と当該年度以降の支出予定額です。

次に、令和７年度の補正予算について御説明いたします。13ページです。歳出の主なものについて、右端の説明欄で御説明します。

１つ目の１森林整備公社助成事業費の１つ下､森林整備公社造林事業費補助金の減額は、国費事業の内示額の減額に伴い、公社事業への配分が減となったことによるものです。

２つ下の２人づくり推進事業費について。

14ページです。１つ目、林業労働環境改善事業費補助金の減額は、当初事業実施を予定していた事業体が、本年度の事業実施を取りやめたことによるものです。

２つ下の４林業大学校研修事業費の減額は、研修生の人数が定員に達しなかったことに伴う給付金の減などによるものです。

８つ下の６森林整備地域活動支援事業費の減額は、２つの事業体が予定していた事業所において所有者からの同意を得ることができず､事業実施を見送ったことによるものです。

最下段の集約化モデル地域実証事業費補助金の増額は、国の補正予算を活用し、森林の集約を促進するためのモデルとなる取組を支援するものです。

15ページです。以上、計欄にありますように、当課の令和７年度一般会計の補正予算につきまして、9,500万円余りの減額をお願いするものです。

16ページです。繰越明許費について御説明いたします。

まず、森林整備公社助成事業費は、森林整備公社における搬出間伐の実施に際し、土地所有者との協議に日時を要したことなどから、繰越しをお願いするものです。

次の森林経営管理制度推進事業費は、国補正予算を活用し、森林の集約化を促進するためのモデルとなる取組を支援するため、繰越しをお願いするものです。

17ページです。県営林事業特別会計の補正予算について御説明いたします。歳出の主なものについて御説明いたします。右端の説明欄を御覧ください。

３つ目の１立木処分費の１つ目、立木処分地主分配金の減額は、計画していた立木処分について、作業道の被災や一部の分収造林契約者との協議が整わず、立木処分に至らなかった案件があったことなどから減額となったものです。

２つ下の１事業管理費の１つ目、県営林整備事業費負担金の減額は、県営林の森林整備に係る計画の見直しにより、負担金額が減となったものです。

最下段の２地方債元利償還金の減額は、計画していた立木処分が行えなかったことにより、繰上償還金が不要となったものです。

18ページです。以上、県営林事業特別会計の補正予算につきまして、２億900万円程度の減額をお願いするものです。

森づくり推進課の説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上治委員　教えてほしいのは、県営林が今どのくらいあって、そのうちの杉が30とかヒノキが20とか、おおむねで構いませんが、分かれば。

◎中城森づくり推進課長　県営林のほう、大体ざっくりですけれども７割方がヒノキ、３割が杉ということになっております。

◎上治委員　面積。

◎中城森づくり推進課長　全体で8,477ヘクタールありまして、そのうち県有林が2,093ヘクタール、県行造林が6,303ヘクタール、あとの県有部分林と申しまして、県の土地を民間の方にお貸ししてる部分が81ヘクタールです。

◎上治委員　県有林持っとるのが2,100ヘクタールぐらい。言えば、大地主の2,000ヘクタールなんであると思うんですよね。ほんで、林齢が分からないんですけど、その県有林の山の管理の進め方、県は県有林をこういうふうに進めていくというのは、県内でそれぞれ地主が自分ところの山を森づくりを進めていく一つの指針というか、方向の基にもなろうかとは思うんですが、県は約2,100ヘクタールの森を、進め方というのは森づくりの指針とかいうのはあるんですか。

◎中城森づくり推進課長　現在、県有林が大体10ヘクタール以上が７割を超えてたと思います。この中で、これをどんどん切っていくということじゃなくて、残しながら長伐期化を目指していこうというのが大きな命題になってこようかと思います。そうした中で、先般も説明があった部分になりますけれども、来年度から500ヘクタールほど間伐をしながら進めていくということで、吸収減対策というか、高知県版Ｊ－クレジットの創出に向け手続を進めていくことになっております。

◎上治委員　そしたら、１つの山が大体10ヘクタールあって、今の話であったら長伐期化でいくということになれば、皆伐ではなくて間伐ということになろうかと思うんですが、県としたら皆伐ではなくて間伐を推進しながら、長伐期森づくり計画で県有林は持っていこうという方向性と捉えていいですかね。

◎中城森づくり推進課長　大きな方向性としては、その形になっております。

◎土森委員　７ページのポンチ絵のとこなんですけど。高度な人材の育成で林業大学校の研修生の支援制度の充実やオープンキャンパスの参加促進に向けた取組の実施、これはこれから本当に大事だと思うんですけども、オープンキャンパスの参加促進になるという新

しい取組というのはどんな取組をするんでしょうか。

◎中城森づくり推進課長　オープンキャンパスにつきましては、過去のデータを見ますと、令和４年から令和６年にかけて３か年の分になりますけれども。オープンキャンパスに参加いただいた方の林業大学校の受験の割合が全体で36%、これを県外だけに絞りましても31%おります。今回の支援の中では、県外から特に来ていただく方を引っ張りたいというものが出まして、県外からオープンキャンパスに参加いただく旅費を支援しようと考えております。

◎土森委員　県外行くと林業大学校すごい有名でして、高知の林業大学校。それこそ県外から来てくれると、こういうふうにやれば、もうちょっと増えるんじゃないかと思うので、よろしくお願いしたいと思います。

　また、魅力ある職場づくりで多能工と書かれてますけど、本当に中村市森林組合なんか多能工がすごく発達してまして、みんなでやって、そしてまた働き方改革になっているフレックスタイムとか、そういう働き方がちょっと柔らかくなって、若い方いっぱいおるんですけども。多能工は本当にいいと思うんですけど、県の今のところ多能工の人というのはどれぐらいおられるんですか。

◎中城森づくり推進課長　多能工でやってる方の人数というのは把握してないんですけれども、今回、所得向上の関係で、林業事業体様をモデルケースとしていろいろ確認いたしました。多能工化をしていく中で、機械の稼働率が上がるとか、あと形を変えた先延ばし近くになりますけれども、休みやすい環境が生まれるとか、様々働く方にとっていい面も出てまいりますし、経営者にとってもいい面も出てまいります。そういった部分がありますので、今年の成果を受けまして、来年度に向けましては、当課の事業の中でも、そういった所得向上に向けた多能工化の支援なんかも新しいメニューに追加して取り組もうと考えてるところです。

◎土森委員　いいものは全部取り入れてやったらいいと思いますので、民有林と国有林でまたちょっと違うというのは聞いてるんですけども、やっぱりそれで、働く人が増えて若い人がいるということはとてもいいことだと思うんで、よろしくお願いしたいと思います。

◎水野委員　関連してなんですけど。オープンキャンパスすごくいいなと思ってて、関東で森ガールとかってすごく女の子が森に関して興味を持ってらっしゃるので、これ県内と県外の参加者の比率なんか分かるんですか。

◎中城森づくり推進課長　令和４年から令和６年までの数字を見ますと、全体の数字が132人参加をいただいています。このうち54人が県外ですので、県外の方も割合が高いと聞いております。

◎水野委員　男女比なんかも分かるんですか。

◎中城森づくり推進課長　ちょっと過去のデータが今ないんですけれども。少し今のお話

と関わってまいりますが、今年度４回オープンキャンパスを開催しております。今回、今年の４回で42人の方御参加いただいておりまして、そのうち女性が12名となっております。

◎塚地委員　緑の青年就業準備給付事業費補助金の金額で、補正で4,500万円ほど減額になって約半分近くが、それはやっぱりあれですか。大学校への入学生が少なくなったことによるものということか。

◎中城森づくり推進課長　御指摘のとおりでして、本年度につきましては定員20名に対しまして、年度当初で12名の方の合格、入校になっております。本年この部分もありまして、昨年からの取組を継続になるんですけれども、オープンキャンパスも従来１回であったものを４回に増やして固定しましたし、選考試験のほうも４回に、推薦を２回ということで、思い立ったときにすぐに受けられる形を整備いたしました。その成果もありまして、２月末の時点では合格者が14名だったんですけれども、つい昨日、最後の選考試験がありまして、ちょっとまだ合格発表前ですので人数は申し上げられないんですけれども、20名の定員を達する見込みです。

◎塚地委員　それは、御努力が実って大変いいと思います。全国的に結構競争も激しくなってきて、いろんなところで大学校の新たな開設みたいなのも進んでるので、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

林業という最も労働災害も多い危険な場所ということもあって、なかなか外国人労働者の皆さんも林業の現場でどうなのかという御意見もあったりしたし、そういう心配も一方ではあろうかと思うんです。でもやっぱり一方ではそれこそ再造林するときは、なかなか大変な仕事に就いていただける外国人労働者の方、ありがたいという業者のお声もいただいてて、相当丁寧な対応で現場に行っていただくということが大事なんだろうなと思って。先ほど2,000万円ほどの外国人予算の中で、対策の予算もあったと思うんですが、それは具体的にどういう使途になるのかを教えていただいていいですか。

◎中城森づくり推進課長　労働環境改善事業のメニューの中に入れさせていただいているものです。外国人に向けましては、来年度からは事業体様のほうが、送り出し国、例えばベトナムとかそういった送り出し国のほうに渡航する経費を新たに支援しようと考えておりますし、あと、受け入れられた事業体様のほうで技術スキルを上げるための研修を実施する際のそういった経費も見ようと考えております。

◎塚地委員　やっぱり危険な現場というのがすごく私たちのイメージとしてはあって、急なときに意思疎通ができるのかというような不安の声もあったりするんですけど。その場合、やっぱり現場に行くまでの丁寧な対応というのが一番大事で、その期間というのは、やっぱ来ていただいたんだけど、労働力として稼いでいただけるというところまでに時間もかかったりするのかなと思って。そういうところの対応はやっぱり一旦お雇いになった事業者の皆さんが負担せんといかん、そこの人件費がやっぱ負担せんといきませんよね。

◎中城森づくり推進課長　基本的にそういった経費は全て事業体様負担なりますが、少しでもそのあたりを軽減できるように、研修であったり、いろんな整備の部分、そういった部分の支援ができればと考えております。ちなみになんですけど、現在、県内には５人の外国の方、林業関係で入っていらっしゃいまして、うち４名は１号から２号へと上がっていらっしゃいますので、またこういった動きもしっかりとサポートしていきたいと思っております。

◎吉本林業振興・環境部副部長　先ほどの上治委員からの質問に対する課長の答弁で、１点補足をいたしたいと思います。県営林の管理の方針として、今後、長伐期化を目指していくというようなお話をいたしましたところなんですけれども。先ほど課長のほうからもお話しいたしましたとおり、県が直接持っている県有林もあれば、分収林という形で持っているものもあります。分収林という形で持ってるものにつきましては、やはり皆伐ということをして分収環境をきちんと整理をしていくということもやっていきますので、やはり主伐・再造林、まさに切って使って植えて育てるというような、この循環サイクルを進めていくという観点も当然持っているところであります。県で直接持っているものにつきましても、今後、道が入っていくですとか条件がもちろんよくなっていけば、そういったところをそういうサイクルに乗せていって、資源としてきちんと活用していく、県民の皆様に負担がない形でそういったものを目指していくというようなことは当然考えているところですので、ちょっと補足いたします。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、森づくり推進課を終わります。

〈木材増産推進課〉

◎弘田委員長　次に、木材増産推進課の説明を求めます。

◎大野木材増産推進課長　まず、令和８年度の当初予算について説明いたします。資料１ページの議案説明書当初予算です。

歳出の主なものについて説明いたします。資料の左下、４木材増産推進費につきまして、右端の説明欄により御説明いたします。

１造林事業費ですが、次の２ページの一番上にあります造林事業費補助金です。これは国費を活用いたしまして、森林の持つ公益的機能を効果的に発揮させるため、植栽から下刈り、間伐などを支援するものです。

１つ飛びまして、２森林資源循環利用促進事業費のシカ森林被害対策事業委託料では、再造林の低コスト化に向けまして、植栽地周辺で鹿の捕獲の有効性が一定確認されたということがありますので、新たに国費を活用いたしまして、鹿の生育密度に応じた鹿捕獲による効果などの調査や分析を委託するものです。

次の森林資源再生支援事業費補助金は、再造林を推進するため、森林所有者に再造林の

働きかけを行う再造林推進員の活動や、再造林基金の円滑化、また鹿などにより苗木が食害を受けた際の補植などへ支援するものです。

次のみどりの環境整備支援事業費補助金は、国庫補助事業で実施いたしました間伐へのかさ上げ支援、また国庫補助の対象とならない小規模な間伐、自伐林家向けの林業機械レンタルなど、県単独で支援するものです。

１つ飛びまして、３木材安定供給推進事業費の２つ下、木材安定供給推進事業費補助金は、低コストで効率的な木材の生産や供給を行うために、国の交付金を活用いたしまして、間伐や路網整備などに対し支援するものです。

次の高性能林業機械等整備事業費補助金は、素材生産事業へ新規参入する事業体が導入する機械への支援をするものです。なお、この後、補正予算において説明させていただきますが、国の経済対策を活用いたしまして、高性能林業機械の導入を前倒しでお願いをすることとしております。

次の高性能林業機械等緊急整備事業費補助金は、物価や燃油高への対応とともに、経営の安定化などにつながる構造転換を図るために、国の地方創生臨時交付金などを活用いたしまして、燃費精度の高い林業機械や林地残材の搬出に必要となる機械の導入を支援するものです。

１つ飛びまして、４優良種苗確保事業費の採種園維持管理委託料は、優良な苗木を確保するため、委託によりまして、県が整備した採種園での種子の採種や維持管理を実施するものです。

３ページです。１つ飛びまして、５森林病害虫等防除事業は、松くい虫などの森林病害虫の蔓延を防ぐ予防のための薬剤の散布や樹幹注入、被害木の伐倒駆除などを実施するものです。

６森の工場活性化対策事業費の森の工場活性化対策事業費補助金は、効率的な木材生産と確実な再造林を進める森の工場を促進していくために、間伐材の搬出、また作業道の開設に支援するとともに、森の工場における低コスト造林の実証事業へ支援してまいります。

次の林内路網アップグレード事業費補助金は、間伐や皆伐、再造林の実施におきまして、一連の作業を効率的・効果的に行うため、既存作業道の改良や災害復旧に対し支援するものです。

次の森林資源循環利用促進事業費補助金は、森の工場などにおいて、皆伐と再造林を総合的に進めるため、再造林を条件といたしまして、皆伐に必要な作業道などへの支援や林地残材の運搬、最新の林業機械の実証データの取得などを支援するものです。なお、原木生産のさらなる拡大に向けまして、間伐を中心に実施する事業者が皆伐へ挑戦できるよう、作業道等の事業区域を、これまでの森の工場から林業適地へ拡大していくこととしております。

１つ飛びまして、７森林林業活性化推進費は、林業普及指導員が資質の向上を図るため受講する研修への参加費用や、各地域で行う林業技術等の普及活動に要する事務費となっております。

４ページです。当課の当初予算総額は22億1,000万円余りを計上しており、前年より4,000万円余りの増額となっております。

次の５ページをお願いいたします。令和８年度の当初予算の拡充ポイントにつきまして説明いたします。

資料中ほどにあります、主な事業内容の四角の搬出間伐から皆伐への施業の展開では、これまで間伐を主に実施する事業体が皆伐に挑戦していただけるよう、新たに林業適地の皆伐に必要となる作業道などの設置を支援してまいります。

次の四角の高性能林業機械の導入支援では、若者の所得向上に向けまして、多能工化など機械の稼働率を向上する取組や賃金引上げの仕組みなどの導入と併せまして林業機械を導入する場合に、通常の補助率に10分の１を加算するなど拡充するものです。

最後に、最下段にありますその他の取組です。デジタル化によります補助金の申請手続の効率化を進めてまいります。具体的には、現在、森林クラウドにおきまして造林事業費補助金の申請手続の運用を行っておりますが、そこに県単独事業の再造林などへのかさ上げの支援を統合するものです。この統合によりまして、造林事業費補助金と森林資源循環利用促進事業費補助金の予算額が大きく変動しております。こうした取組を着実に実施することによりまして、持続的な林業振興につなげてまいります。

当初予算の説明は、以上になります。

次に、補正予算について御説明いたします。６ページです。議案説明書補正予算です。

歳出の主なものについて、説明いたします。右端の説明欄を御覧ください。

まず、１造林事業費の造林事業費補助金は、国の内示額との差額が生じたため減額するものです。

次の２森林資源循環利用促進事業費のみどりの環境整備支援事業費補助金は、小規模な間伐や作業道の開設などにおきまして地権者との調整などに時間を要し、事業の完了が遅れたことなどから減額するものです。

次の３木材安定供給推進事業費の２つ下、木材安定供給推進事業費補助金は、製材等へ安定的に原木の供給などを行うため、国の経済対策である補正予算などを活用して、間伐や路網整備などに対する支援をするものです。

次の高性能林業機械等整備事業費補助金は、木材の生産に必要な高性能林業機械の導入などを、国の補正予算を活用して支援するものです。

その下の高性能林業機械等緊急整備事業費補助金は、物価や原油高へ対応いたしまして、林地残材の搬出に必要となる林業機械の導入において、入札残金など発生したことから減

額をお願いするものです。

４優良種苗確保事業費の採種園整備工事請負費は、花粉の少ない苗木の生産拡大を着実に進めるため、国の補正予算を活用いたしまして、県において花粉の少ない苗木の種子の生産拡大に必要となる採種園の整備を行うものです。

７ページです。１つ飛びまして、５森の工場活性化対策事業費の森の工場活性化対策事業費補助金は、森の工場で実施されます間伐材の搬出や作業道の開設へのかさ上げ支援において、ベースとなります国の事業の内示が県予算を下回り、年度内の執行が困難となったことなどから減額するものです。

その下の林内路網アップグレード事業費補助金は、大雨等による災害の発生が少なく、災害用に措置しております予算に残額が生じたことなどから減額するものです。

最後の森林資源循環利用促進事業費補助金は、再造林等へのかさ上げ支援において、目標とする再造林面積まで実績が伸びなかったことから減額するものです。

当課の補正予算は、総額で9,900万円余りの減額となります。

補正予算の説明は以上となります。

最後に、繰越明許について御説明をいたします。８ページです。

追加となります。事業名欄にあります木材安定供給推進事業費及び優良種苗確保事業費は、先ほど説明いたしましたように、国の補正予算などに対応したもので、十分な事業期間を確保することができないことから、繰越しをお願いするものです。

次に、その下の変更です。事業名欄の造林事業費は、国の補正予算に対応するため、12月議会において繰越しの承認を頂いておりましたが、補正予算の内示差額の調整や当初予算分において、事業地の確保に向けた森林所有者の同意の取得に時間を要したことから、繰越額の増加をお願いするものです。

以上で、木材増産推進課の説明を終わります。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上治委員　先に、補正予算からいきたいと思います。補正予算で２点です。

高性能機械の導入をするのに補正予算を組んで、今度繰越しになるんで繰り越せるということは、令和８年度中に機械の導入がしないといけない。しかし昨今、この部だけでなく、ほかの部の中でも、いろいろと資材が遅れる、何とかが遅れて、なかなか厳しいことも視野に入れておかないといけないとなると、令和８年度に、なかなかメーカーも頑張ったけど、とうとうできなかったときの対応をどう考えておるのかというがが１つと。

もう１つは、先ほど優良種苗のところで、今、県内でどのぐらいの無花粉の種苗の面積を持っていて、その工事をやって、そのうちの何割程度が無花粉苗を植えてこれからやっていくことができるのか。そしたら、量としたら皆伐分、新たに再造林をする面積のどのくらいに当たる分が、無花粉苗ができるかという、まずこの補正予算で２点。

◎大野木材増産推進課長　まず１点目の機械の件です。委員が言われますように、特に外国製の機械につきましては、少し導入が滞ってるようなお話も聞きます。現状、要望を取った段階では令和８年度中に入れることができるということで、対応して予算化をしておりますが、言われるようにまた中東とかもいろいろありますので、どうなるかはっきり分かりません。現状はあまり想定はしておりませんが、そういう外部的で事業者の責がないようなところで、事業購入は年度内に導入されなかったということになりますと、事故繰越というような対応を検討したいと考えております。

あともう１つ、種苗のところです。無花粉苗というのはまだ高知県では供給ができておりません。例えば、花粉の量が半分以下というものだったり、１％程度の少花粉と言われるような苗木の生産というのはもう既に始まっておりまして、現状、山行苗木と言われる苗木の本数が年間大体100万本から110万本というところです。そのうち、令和６年度に28万本程度の供給ができておりまして、今後も県の採種園から取れる種からいきますと、大体20万本を超えるぐらいで進んでいく予定です。これに加えまして、現状、県内でそういった苗木を作っている事業者の皆さんがおります。それと、県外からそういった種子を若干頂けるところから今頂いてるような取組も進めておりまして、大体30万本は継続して供給できる見込みです。最終的には、令和15年を目指しまして、杉で９割程度の苗木が、そういった花粉の対応ができる苗木に置き換えていきたいと考えております。

◎上治委員　そのときはマスクを外せると思うんで、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。今度は当初予算です。当初予算のポンチ絵の目指す姿が林業適地として効率化が進み、伐採後の再造林をはじめという、この目指す姿。先ほど副部長が答弁してくれんかったら県の方針と違うじゃないかと言おうかと思ったけど。それは適地をしっかりと皆伐するくは皆伐し、そしてＣＯ$_2$の吸収減を苗木のほうでどんどんやっていこうということなんで、これはこれでいいと思うんですが。木材増産として県が思っておる、それぞれ再造林と一緒に兼ねたほうがいいのか分からんですけど、皆伐、間伐、大体どのくらいの面積で、県が何十万立方メートルという年間搬出するうちの、その見込みを大体どのくらいとどのくらいを立てて、増産のその年間の立方数にしておるか、そこをお願いします。

◎大野木材増産推進課長　大体、ここ最近は若干変動がありますので少しぶれがありますが、おおむね間伐と皆伐がほぼ半々ぐらいになってると思います。どうしても間伐は通常若い林齢の木を切るということになっておりまして、やはり皆伐が主に行われるような60年を超えるものは、間伐よりも少しずつ皆伐に寄せていこうという考えもありまして、間伐の事業地がどんどん減っていく傾向があります。現状も搬出をやっている間伐が減っているという状況を考えますと、今後、皆伐のウエートを増やしていくということ。あともう１つ、現状、大径材というような問題もありまして、現有する機械で処理ができる大きさのうちに少しでも処理をしていくと。そういうことで経費が安く済むということもあり

ますので、やはり、一定事業地の場所がいいところは、しっかり大きくなり過ぎる前に切って植え替えていくという､このサイクルをしっかり作っていきたいなと考えております。

◎上治委員　最後です。じゃあ、そういうふうに半分半分ということは、皆伐の面積も当然、もう60年以上ということは戦後植えられてるんで、多くの県内の山がそういう対象になっておるとなると皆伐が進む。皆伐が進むということは再造林をしていかないといけないということになるんで、その再造林率を再造林をする予算も造林事業見てるんですが、再造林の面積は大体どのくらいを令和８年度見込んでいるんですか。

◎大野木材増産推進課長　まず、再造林の面積につきましては、令和６年度の実績値がもう出ておりまして、これは357ヘクタールとなっております。皆伐があまり伸びてないということで、再造林推進プランでは大体７割を目指しているところですけど、現状この値でいきますと66％まで上がってきております。これは大部分をやはり皆伐が少なかったということも大きいと思いますが、今後やはり担い手の数であったり鹿の食害ですね。どうしても鹿の密度が高いところであると、ネットで囲っても少し被害を受けるという事例もありますので、そういった鹿の対策というのを今取り組んでおりまして、そういう鹿対策でも結構人役が投入されるということもあります。大きく再造林の面積を、例えば200ヘクタールぐらい大きくするというのはちょっと難しいところもあるかなと今考えていますが、現状は計画値でいきますと、令和８年度は600ヘクタール程度ということはあるんですけど、皆伐自体の面積が伸びてないということもありますので、現状再造林率というところに着目をしておりまして、現状より少しでも７割に目標より早く到達するというようなところで進めているというような状態です。

◎上治委員　数字のマジックで。結果だけを捉えたら何か分からんですけど。一番は先ほど言ったように、切って植えて循環していくというのが森林なんで、当然皆伐を県としても全体の搬出面積の半分ぐらいの量の皆伐と見れば、それをやっぱりしっかりと植えていかないかんためにいろんな政策をやってるんで、これはこれでいいんで、しっかり進めて、そして再造林するときは、ぜひ高知県内は花粉が飛んでない県になりますということを目指してください。

◎塚地委員　先ほどのお話で、皆伐が伸びていってないという、その最大の理由みたいなものは何なんでしょう。

◎大野木材増産推進課長　やはり木材需要、例えば住宅だとか主な木材の需要の先というのは住宅の建築用の資材になっておりますが、やはり昨今の資材高も含めて、住宅が非常に建たなくなってきたということがあります。本県につきましては、そういったこともありますので、木材産業振興課のほうで非住宅というところにできる限り木を使うというような方向で、まず需要を拡大していくと。それに伴って、当然需要が引っ張っていただけますと山の木材の価格が上がっていくということがあります。現状であればあまり切り過

ぎますと丸太の価格が暴落するおそれがありますので、やはり事業者のほうは少し控えぎみで、間伐をやられてるところはもう間伐から皆伐にもいかないという状態ですし、皆伐をやられてる方もやはり事業体の中を回す程度には当然やりますけど、大きな増産というところにかじを切られてないというふうに分析してます。

◎塚地委員　やっぱり利益が上がらないと動かないというものは当然なので、一方では一生懸命県も頑張って木材需要を高めたり、消費を増やしたりということをやっていただくということは当然なんですけど、やっぱり現場が大変苦労しているというか、大きな機械入れました、なかなか販売価格も上がりません。そこは大規模化したところほどちょっとしんどいお話も聞くんですけど、そこに対する何かこう対応策みたいなことは県として検討されてるものがあるんでしょうか。

◎大野木材増産推進課長　なかなか経営の中まで公金をつぎ込むのは難しいところがありますので、現状ではやはり人が少なくて規模を拡大できないというところもありますし、現状を維持しようとしても、やめられた後の何か補充が利かないというところもありまして、やはりこの所得向上というところをかなり積極的に進めていく必要があるかなと。先ほどの来年の当初予算でも、通常林業機械を入れるお金の10分の１をかさ上げするということも計上しておりますし、他部局ですけど、そういう賃上げの道筋が立てば、それにプラスしてさらに補助金が上乗せできるということもありますので、まずは、そういったところで支援というのを１つやりたいと思っております。またもう１つ、これも森づくり推進課の新しい事業となっておりますけど。やはり集約化というところに時間がかかって、事業地にすぐ移りたいのにそれがなかなかできないときは、そこで移動の間が少し仕事ができない時期も生じたりするもんですから、やはり事業地というのを先行的に押さえれるように、集約化を促進していくような対応を来年度でやるようにしておりますので、そういった間接的な支援で、できる限り事業者が、年中仕事が回るような体制をつくっていきたいと考えてます。

◎塚地委員　所得向上で、設備投資で県が支援するという形も当然必要だと思うんですけど。やっぱり働く人そのものをどう確保するかのところで、今回やっと真水で賃上げ、１人10万円というのが、１年ぽっきりになるので効果がどういくか分かんないんですけど。やっぱり山で働く人たちの収入をどう確保するかというときに、それはもう利益が上がってないのに給料は出せないということはありますけれども。すごい大胆なことを言うと、やっぱり森林保全はある意味、環境保全にもなるというところで、いやそこで働いている人たちの最低賃金を保障するぐらいの制度が､私は最低賃金の額は一般的な額ではなくて、やっぱり林業に携わっている人たちのそういう額を、所得補償するぐらいの規模で考えていかないと、これから山はもたないんじゃないかなという理想を語ってみました。ぜひちょっとそういう方向で、税金の使い方も山を応援する形でできたらいいなと思っています

ので、県は今できることで精いっぱい頑張っていただきたいと思います。

◎西森（美）委員　関連してです。委員からもあったように、所得を向上させていく、賃金を上げていくことがとても大事だと思ってるんです。今回、産業振興推進部のほうで一元管理をして所得向上総合補助金が15億円。これは高知県としてかなり力を入れてやるものでもあって、林業振興・環境部のほうでも、こちらで使ったほうがメリットがあるもの、使い勝手がいい、所得を向上させるための手厚い支援でもあるし入り口も広いので、そこをすみ分けをしながらアドバイスをするのは、多分こちらの担当課であり部になるのではないかと思います。そこに向けて議論を進めてくださってると思うので、そこをちょっとお示しいただいていいですか。

◎大野木材増産推進課長　産業振興推進部の補助金につきましては、まだ議決をいただいてない状況ではありますが、一定この提案をされてる内容を部分的にはなるんですけど、事業者にお知らせしまして、こういった事業を使ってみたいかというようなアンケート調査も実施しております。まだ詳細な要件というのがはっきり分からないところもありますので、使うとかそういう御返事というのではないんですけど、検討してみたいという事業者はかなり多くあります。今後、議会が終わりまして、中身が確定しまして、それぞれの補助の要綱等ができた段階で、事業者にしっかり周知して、本庁と林業事務所が協力し合って、事業者に丁寧に説明をしていこうと今考えてるところです。特に林業機械の支援に今10分の１の上乗せと考えておりますが、林業機械は結構高額になるもんですから、産業振興推進部の支援の額ではちょっと足りないということもあります。機械が安いものでも3,000万円ぐらいは通常かかりますので、２分の１でも1,500万円という支援になっております。やはり、そういうものはしっかり部のほうで対応していって、例えば、先ほどの森づくり推進課から説明がありましたように、多能工化だとか賃金を上げるような仕組みを構築したり研修をしたり、そういったものは有利なほうを選択していくということになるのかなと、今のところ考えております。

◎西森（美）委員　これ、事業所の皆さんへの情報提供がすごく丁寧できめ細かくやっていかないといけないなと。事業者の方からもいろんな補助金、すごくこちらの部のほうでも努力をしていただいてることも聞いてます。その上でちょっと選択肢が広がったということで、アンケートもとってくださってるのであれば、もう少し踏み込んで取ってみようかなというのと計画も必要ではありますけれど、後押しをしっかりしていただいて、所得をとにかく向上ができるように御努力いただけたらと思います。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、木材増産推進課を終わります。

〈木材産業振興課〉

◎弘田委員長　次に、木材産業振興課の説明を求めます。

◎高橋木材産業振興課長　まず、当課の令和８年度当初予算案について御説明いたします。

１ページです。歳出について右側の説明欄に沿って主なものを説明いたします。

なお、産業振興計画の柱、木材産業のイノベーションと木材利用の拡大の関連事業につきましては、後ほどポンチ絵のほうで説明いたします。

１木材産業構造改善事業費は、これまた後ほど御説明をいたします。

一番下の２県産材外商推進対策事業費。次の２ページです。県産材需要拡大サポート事業委託料は、県内事業者が行う製材品や木工品の県内外での販路拡大や、出荷体制の強化などを一般社団法人高知県木材協会に委託して行うものです。

次の災害対応用木材管理委託料は、南海トラフ地震等の災害が発生した際に、県産材を生かした木造応急仮設住宅を速やかに建築できるよう、県が備蓄した製材品の管理を委託するものです。

４つ下の県産材輸出促進事業費補助金は、木材需要が見込まれる地域をターゲットに、海外のバイヤーとマッチングする機会を創出するため、海外で開催される見本市への出展やテストマーケティング、トライアル出荷などを支援するものです。

次の県産材外商拡大総合支援事業費補助金は、県内の木材関係企業などで組織する土佐材流通促進協議会が実施する県内外での商談会や、木製品のプロモーションツールの作成、土佐材の安定的な輸送を行うための経費などに対して支援するものです。

３特用林産振興対策事業費の２つ目、土佐備長炭応援の店推進事業委託料は、土佐備長炭を使用する飲食店などを応援の店として登録し、県産特用林産物の販売を促進する制度の周知・啓発、そして土佐備長炭の品質向上等に関する研修会の開催などを委託するものです。

このページ一番下の４地域林業総合支援事業費の補助金は、国庫補助の対象とならない地域の特色やアイデアを生かした林業活性化のための取組を総合的に支援するものです。

３ページです。５竹資源利用拡大推進事業費の竹資源利用促進事業委託料は、効率的な竹材の伐採や搬出方法に関する研修会、また、竹材の新たな利活用の推進に向けたセミナーの開催を委託するものです。

次の竹材利用促進事業費補助金は、竹資源の安定的な利用の推進により地域の活性化を促すため、竹材の収集に係る費用の一部を支援するとともに、竹材の安定供給を図るため、竹材を搬出するための作業道整備を新たに支援するものです。

６県産材用途拡大事業費は、後ほどポンチ絵で御説明いたします。

７県産材需要拡大対策事業費。次の４ページです。こうちの木の住まい普及推進事業費補助金は、高知県木材普及推進協会が行います木造住宅や木の良さをＰＲするテレビ番組の放送料や、木材利用の総合相談窓口業務に係る経費を支援するものです。

次のこうちの木の住まいづくり助成事業費補助金は、県産材を使用した木造住宅の建築

に対する助成事業で、柱や土台などへのＪＡＳ製材品等の使用量や内装材の使用面積などに応じて助成するものです。また、令和７年度からは、国の住宅助成制度と併用できるメニューを追加しております。

次の木の香るまちづくり推進事業費補助金は、県の森林環境税を活用し、公共的施設の木質化や学校等への木製品の導入､観光施設などへの木材利用に対して助成するものです。

８木質資源利用促進事業費の２つ目、木質資源利用促進事業費補助金は、木質バイオマスエネルギーの利用を促進するため、木質バイオマスボイラーの導入やバイオマスの熱利用により生じる燃焼灰の回収や処分に要する経費などを支援するものです。

９林業・木材産業改善資金助成事業特別会計繰出金は、一般会計から特別会計で必要な資金を繰り出すものです。

当課の一般会計予算額は７億5,000万円余りで、前年度に比べ約2,500万円の減額となっております。

５ページです。産業振興計画の柱、木材産業のイノベーションの関連事業について、中ほどの主な事業内容を説明いたします。

１大径材の利用促進では、加工技術の向上に向け、乾燥や製材技術に関する研修会の開催や、加工能力を引き上げるため、新たな製材工場の整備や既存製材工場の加工力強化を検討してまいります。

また、杉の大径材を原料とした、丸太の中心部を含まない心去りのはりや、桁といった角材などの品質に関するデータ整備などを実施することとしております。

２需要に応じた製材品の供給体制の整備では、製材品の高品質化・高付加価値化に向けまして、１つ目のマル拡は、木材に樹脂を含浸させて、耐久性や強度を高める技術の導入により、外構材等に利用できる耐久性の高い製品を生産するための施設整備を支援するものです。

２つ目のマル拡は、建物の壁や天井に防火材料の使用が義務づけられている施設で、利用可能な不燃木材を開発するための試験等を支援するものです。

製材工場の労働環境の整備につきましては、１つ目のマル拡は、生産性の向上を図るため、作業の効率化や省力化を目的とした設備投資を支援するものです。

２つ目のマル拡は、生産性の向上を図り若者の所得向上につなげるため、所得向上推進企業総合補助金を活用して、働きやすい職場づくりの取組を支援するものです。

６ページです。産業振興計画の柱、木材利用の拡大の関連事業について中ほどの主な事業内容を説明いたします。

１環境に配慮した新たな木材流通の促進については、再造林の実施など環境に配慮した森林由来の新たな価値を加えた木材を認証する制度の構築と、トレーサビリティーを確保するための情報管理システムの開発を現在行っております。来年度は、この制度の組織運

営の設置や試験運用を行いながら多くの事業者に参加いただけるよう、制度説明会の開催や広報資料を活用したプロモーション活動などを委託により実施するものです。試験運用の状況を確認しつつ、より使いやすいシステムになるよう機能強化を進め、令和９年度の本格運用につなげていくこととしております。

２非住宅建築物等への木材利用の拡大については、環境不動産の建築促進の１つ目は、アドバイザーの派遣や認定に係る県独自基準の確認業務を委託するものです。

２つ目は、ＣＬＴ建築推進協議会が行うフォーラムの開催や建築士などへの技術研修、ＣＬＴ建築物の設計に対するアドバイス等に必要な経費を支援するものです。

３つ目は、建築主に対しましてＣＬＴ等を活用した非住宅木造建築物の設計費や木材の購入費用等を支援するものです。

次の万博のレガシーや供給実績を生かした取組の展開では、１つ目のマル新は、大阪・関西万博の大屋根リングや日本館で使用された木材を県内で再利用するため、万博会場からの運搬や加工を委託するものです。

２つ目のマル新は、2027年に開催される国際園芸博覧会の協賛として、施設への県産木材の供給を委託するものです。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

７ページです。歳出について御説明いたします。

科目欄３つ目の枠、林業・木材産業改善資金助成事業費、１貸付勘定の右側の説明欄を御覧ください。

林業・木材産業改善資金貸付金は、林業用の機械や木材加工施設の導入などに充てるための無利子の長期資金です。今年度と同額の１億円の枠を設定しております。

次の科目欄の２業務勘定の林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金は、資金を取り扱う金融機関への事務経費を支援するものです。

科目欄の一番下の２木材産業等高度化推進資金助成事業費の約12億円については、次の８ページです。１貸付勘定の右の説明欄を御覧ください。木材産業等高度化推進資金貸付金は、短期の運転資金の貸付金として６億円を計上しています。これを金融機関に預託しまして、金融機関で２倍から４倍へと融資枠を広げていただき、総額13億円の融資枠を設定する計画です。

次の２業務勘定のうち、１地方債元利償還金と２一般会計繰出金は、金融機関に預託している資金が毎年９月末に償還されてきますので、それを農林漁業信用基金に返済するとともに、県の一般会計に繰り出すものです。

９ページです。地方債の調書になります。木材産業等高度化推進資金助成事業債は、農林漁業信用基金からの借入れで、右端の欄が令和７年度末の現在高見込額となります。

特別会計当初予算についての説明は、以上です。

続きまして、補正予算を御説明いたします。

10ページです。歳出について、右の説明欄を御覧ください。１特用林産振興対策事業費のきのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金は、生産資材価格の高騰によるきのこ生産者の負担を軽減するため、国の補正により生産資材費に対して支援を行うものです。

２竹資源利用拡大推進事業費の竹材利用促進事業費補助金は、補助事業者が設定する竹材１キログラム当たりの買取単価が当初の想定より下回ったため減額するものです。

３県産材用途拡大事業費の環境不動産推進事業委託料は、認定件数が見込みを下回ったため減額するものです。

４県産材需要拡大対策事業費のこうちの木の住まいづくり助成事業費補助金は、令和７年度から追加しました国の住宅助成制度と併用できるメニューの活用が見込みを下回ったため減額するものです。

次の木の香るまちづくり推進事業費補助金は、民間団体からの申請が減少したことなどにより減額するものです。

一番下の木質資源利用促進事業費補助金は、国の補正により木質バイオマス利用施設への設備の導入に対しまして支援するほか、減額として当初予算で木質バイオマスボイラー施設の導入を計画していた事業者が、事業費の高騰により断念したことなどから減額するものです。

11ページです。以上、当課の令和７年度一般会計の補正予算につきまして、3,200万円余りの減額をお願いするものです。

12ページです。繰越明許費明細書です。特用林産振興対策事業費及び木質資源利用促進事業費は、国の補正予算を活用する、きのこ生産資材の価格上昇分の支援や木質バイオマス利用施設への設備導入の支援について、全額を繰越しするものです。

補正予算についての説明は、以上です。

当課の説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑は、午後からスタートするということで、ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後１時。

（昼食のため休憩　11時51分～12時58分）

◎弘田委員長　休憩前に引き続き委員会を再開します。

御報告いたします。12日の委員会において経営支援課に対して求めていた、地域通貨に関する資料の提出がありましたので、データを保管しております。

質疑を行います。

◎上治委員　先ほど、木材増産推進課のときに県内の増産を増やしていくということなん

ですが。増産してきた、今度はそれを製材、あるいはその利活用していく。そしたら県内で増産された量で、令和７年度、なかったら令和６年度の資料で構いません。どのくらい使われて製材になるか。大体で構んき。

◎竹﨑林業振興・環境部副部長　増産の量に対しまして、これだけという数字は把握できておりませんけれども、ちょっと古い数字になりますけども、令和５年度でありましたら、県内で生産されたものが大体70万8,000立方メートルありまして、それで県外とかの輸出入がありますけれども、製材に使われたものは45万5,000立方メートルという数字になっております。製材以外にも、チップとかバイオマス、大体27万立方メートルぐらいが使用されているということです。

◎上治委員　結局は県内で増産された杉・ヒノキ、主要なものが高知県外から入ってくるものも多少はあるのかも分からんですけど、やっぱり丸太で県外へ行く。これも四万十市のほうへ調査行って、中村市森林組合に聞くと多くが愛媛県。ヒノキなんで多くが愛媛県へ行きゆうと。どうしてかというと、県内の製材屋で一生懸命製材をしても、なかなか厳しい状況、製材屋が厳しいと。県外のそういう大手のところは確実に引き取ると。それで聞きたいのは、高知にも高付加価値をつけて高くやっぱり売っていかんと、なかなか賃金も上げれなければ、働く人もしんどいということで、高付加価値をする。中村市森林組合も行きゆうのが内装材の高付加価値をするところはまあまあいいというお話を組合長が言われたんですが。今度は高付加価値のするとなったら、多分、今、製材で45万立方メートルぐらいを使われておるけれども、その高付加価値というところに持っていって、できるだけ高く売っていくとなったら、県もその高付加価値を進めようとしたら、そのうちのどればあが高付加価値としてやっていけれるのか。この令和８年度そのポンチ絵でも大径材とかいろいろ書いて付加価値をつけていきたいと、高く売っていきたいというのは、今45万立方メートルぐらいの製材をするに当たって、並材、一般材と違って高付加価値へ持っていくのはどのくらいをこうやっていこうと。

◎高橋木材産業振興課長　まず、高付加価値化の１つの手段としまして、ＪＡＳという日本農林規格の強度であるとか、品質であるとか、そういったところの製材の量というものを増やしていく。その認証が要りますので、そういった認定工場を増やしていくというのが１つの方法かと思ってます。現在、高知県内にはＪＡＳの認証取得工場が20者あり、今年度、１社新たに取りましたので、そのうちの21者が取得して出荷に取り組んでいるところです。現在、高知県下に製材業が約77者程度、80者を切っておりますので、その中でも約３割のところが、そういった高付加価値というところを考えております。

◎上治委員　それはそれで、ぜひ高付加価値をつけて少しでもやっていただきたいんですが。そこで一番、製材屋が売っていくのは住宅で、それを売っていきたいために県は、こうち木の住まいづくり助成事業費補助金で、今、説明の中で木造住宅のＰＲのためのテレ

ビとか様々でということで、6,700万円ぐらいのＰＲ料かけてやってるんですが。これを多分ずっと続けておるけど、そのことによって例えば着工数なり、あるいはそのことによって、ＰＲ効果がこういうふうに上がっていってるから、令和８年度もそういうもんでいかないかんのか、あるいは同じ予算を組んで今年はこういうものに取り組んで上げていこうとか、その辺の考え方はどうなんですか。

◎高橋木材産業振興課長　まず住宅のほうです。長い目で見れば住宅着工戸数というのはやっぱり減少傾向。少子高齢化、それから物価高ということで、見通しはやっぱり下がっていくのかなと。ただ、一方でやっぱり住宅の中で使われる部材の中で、例えば、はりとか桁とかというのは外材が多くあります。全体の需要が減少する中で、１戸当たり、１戸の中で使う部材というものを、しっかりと県産材のほうに誘導していくために、令和８年度、来年度はそういったはり・桁なんかの横架材と言われる材に、従来の助成事業に加算、立方メートル当たり5,000円の加算を上げて誘導していこうということを考えております。これまでのこの木の住まいづくり助成事業費補助金の成果の１つとして、戸建ての住宅の９割以上が木造というところまで来ましたので、一定誘導策といいますか、木造への誘導策というのが効果が見られるんじゃないかなと考えております。

◎上治委員　そしたら、先ほどそういうはり・桁を、5,000円はやるほうやけど、結局それも使うてくれんとしんどいんで、住宅に向けてのそのＰＲのときにユーザー、建てようという方にはそういうところもＰＲができていけるということでいいんですかね。

◎高橋木材産業振興課長　はい。特に施主へのＰＲというのも大事ですし、やっぱり一番は設計士に御理解いただいて、そこで進めていただくというのが一番大事かなというところで、設計士への働きかけというところもやっております。

◎土森委員　先ほど横架材の補助金については、本当ありがとうございます。県産材に補助がつくということで、ちょっと違う流れになるんじゃないかと思ってますんで、お願いします。

また、先ほどの高付加価値ということで商品をやっていこうということで、ＪＡＳ材というのは、建築にどれぐらい使われてますか。これからということになりますか。

◎弘田委員長　資料はありますか。

◎高橋木材産業振興課長　ちょっと。すみません。

◎弘田委員長　そこは後で。新たな質問を。

◎土森委員　ＪＡＳ材これからだと思うんですよ。それをまた今からやっていかないかんと思うので、お願いしたいと思います。

また、今度、不燃材の材料を作るということなんですけど、これは本当にちょっととがったものでいいと思うんですけど、1,100万円ですけど、どういう形で作っていくような形ですか。

◎高橋木材産業振興課長　今回やろうとしてるのが、強化プラスチックの素材を浸透させてやる装置を導入することになってます。現在は、残念ながら県内でそういったことができる装置を持ってる企業がありませんので、実は県外へ持っていって、確保してやってると。そういったところが、県内事業でそこそこ需要も見えてきたので、今回、投資をするということで支援するようにしています。

◎土森委員　またぜひ高付加価値なので、よろしくお願いしたいと思います。ほかは大分やられてると思うんですけども、これからだと思いますけども。

あと土佐材認証制度ですけど、それは前からずっとやられてたと思うんですけど。今度システム開発してトレーサビリティーということで、三重県の尾鷲市でしたっけ。尾鷲ヒノキか。三重県のヒノキなんかもずっとトレーサビリティーやってるじゃないですか。生産地が分かるような。それを開発するということでよろしいんでしょうかね。

◎小野田木材産業振興課企画監　土佐材認証制度に関しましては、令和６年から検討委員会を始めまして、令和７年に構築ということで進めておりまして、高知県が狙っているのは、今、需要側で、特に投資家とかが木造建築に目が向いているんですが、実際に山からどういったルートで木が確保されてつながってきているか。それと併せて、山のほうに本当に持続性があるのかということがすごく言われてきておりますので、令和７年度にシステム開発ということで、それをデジタルシステム上で情報管理しながら、山から建築物までつないでいく。そのトレーサビリティーの確保というのを、１つの大きな命題にしております。

◎土森委員　今の施主も作る側もそういう見える化、可視化というのが非常に重要だと思いますし、また今から戸建てじゃなくて中層のビルなんかも木造になると思いますので、それにもしっかり対応した、土佐材が全国ブランドの中の１つに入れるように、入っちゅうと思うんですけど、さらに入るようにお願いしたいと思います。

◎上田委員　３ページのこの竹の資源の利用拡大について、この辺もうちょっと詳しく御説明頂けますか。

◎高橋木材産業振興課長　竹材利用促進事業費補助金のお話ですか。

◎上田委員　ええ。

◎高橋木材産業振興課長　１点は竹材店とかチップ工場とか、竹・竹材を利用する側が竹材の生産者から竹材を収集するために買い取るわけなんですけども、その買取りの費用の10分の７を支援する補助金になっております。１キログラム当たり22円が補助金の上限になります。

もう１つが、竹材というのが、これからかなり量も需要量が増えてきますので、そこをしっかり支援していくということで、今度生産する側にも作業道整備といったところを、令和８年度に新たに支援しようということで、作業道開設の補助を新設をしております。

◎上田委員　私の知り合いが竹の事業をやってまして、私も本会議で何度か竹に関して質問しました。実はトヨタ自動車の豊田章男さんですかね。会長の御親戚が、愛知でトヨタの豊と竹で豊竹という会社をつくられて、私１回視察に行ってたんですよ。そこが今回、アイリスチトセと共同で椅子を作ったりされて、四国にそういうブランドをつくってほしいというお話もいただいてます。一緒に行った徳島の方が、いや、うちがやりたいということで徳島に第１号のブランドができるんですよ。今回そのＢＡＭＢＯＯ＋ですかね。ミロクテクノウッドと東海理化の共同で。これとは別で、豊田合成株式会社が直で竹の事業をやってます。おっしゃるように、かなり竹の需要が増えていくと思うんですけども、僕が前質問したときに、このバイオマス燃料には竹は不向きと聞いてたんですけども、実はその問題は技術が開発されて解決、バイオマスにも使えるということになってます。だから、もしかするとこの豊田合成はそこまで考えてるのかもしれませんけども、バイオマスには土佐グリーンパワー株式会社の資材が集められて止まってましたよね。そういう意味でもこの竹は、まだまだちょっと面白いのかなという気がするんですけども、とにかくバイオマスのほうはどうなんでしょうか。

◎高橋木材産業振興課長　実は特に竹資源につきましては、県下にも約4,500ヘクタールあります。ただ、これまでなぜ利用されてこなかったのかというと、やはり伐出して、利用するところが少なかった、限定されるというところもありますし、伐出する経費と、その買取り価格がどうしてもアンバランスで、伐出しても儲からないところが非常に多かったかなあと思います。今回、そのために買取り価格を上げていただくような誘導策として買取りの支援をしますし、またそれでもやっぱり伐採して搬出するほうも、いろんな国の事業で、先ほど林業環境政策課から説明もありましたけれども、多面的機能発揮対策支援交付金などを活用して、生産する側も一定収入を買取り価格と併せて単価を収支を合わせていくような、そういった取組を今進めていこうとしてるところです。

◎土森委員　プラスチック製品に替わる代替品としてこれから竹が需要があると思うんですけども、県のほうではバイオマスの研究とかはされてないですか。

◎竹﨑林業振興・環境部副部長　竹につきましては、委員のおっしゃられました問題がある時点、竹を燃やしてクリンカという塊ができて非常に炉を痛めるとか、そういう話だったと思いますけれども、その時点で問題があるということになっておりまして。それから県では、独自にその竹のバイオマスとしての利用するための研究というのは今のところやってないというのが実情です。それと、先ほど課長からも説明がありましたけども、やっぱりある程度量をまとめて持ってこないと、バイオマスとしてはなかなか使いづらいというところがあります。九州のほうは、既にタケノコの生産とかが相当活発にされておりまして、そこの竹林の整備をする中で出てくる、要らない竹というのがもともと出てきやすいという状況にあります。高知県は、そのＢＡＭＢＯＯ＋が稼働いたしまして、まずはこ

ういったところに確実に竹を納めるための納材体制の整備、出荷体制の整備というのを今やっているところでして、そうしたものができると、今後そのバイオマス利用ということにも道が開けてくるのかなと感じております。

◎西森（美）委員　令和７年にこの補助事業、買取り価格を底上げしていくというのをやってたと思うんです。880万円かの予算やなかったでしょうか。ちょっと補正で減額が330万円ぐらい。使い勝手が悪かったのか、何か課題を整理して。多分、今年度は2,330万円予算を計上しているので、課題も踏まえてしっかり取り組もうという姿勢なのではないかと思ってるんですけど。どんなことが課題で、令和８年はどう取り組まれるか、概要をお示しください。

◎高橋木材産業振興課長　令和７年度に新たにスタートした事業なんですけれども、まずはスタートして、実は年度途中で、あまりないことなんですけれども、事業者の声とか状況を聞き取りながら要綱を途中で変えております。出てくるところが、いわゆる地域森林計画に収まってる５条森林というところに、実際は限定してたか分からんですけども、その要件を取りまして、高知県内から出される竹材に広げていってるというようなところです。令和７年度は、400トン掛ける買取り価格がマックスで補助上限額が、補助金が22円を単価を設定して、買取りになると32円になるんですけども、そのうちの10分の７の補助が22円相当額ですので、それ掛ける400トンというところで、来年度は800トン。徐々にミロクテクノウッドのほうも、需要量が来年は600トンぐらいありますので、高知県下での利用を1,000トンを目指して、そのうちの800トンぐらいのところを支援しようということで、1,760万円の予算を計上しております。

◎西森（美）委員　これ事業の補助対象は、企業体だったり、いろんな市町村も入ってたように思うんですけど。市町村は入ってなかったですか。そしたら、事業者と、あと地域で３人以上のグループ化をしたところも一応対象になってるとか。大きなところは今年1,000トンを目指してやっていくということなので、大きな路線とともに地域でというのはあえて入れられた背景は、恐らくその地域の放置竹林とかの対策も含めて、中山間への取組も連動させてやるために補助対象を増やしてくださったのではないかなと思ってたんですね。令和７年度の取組としては、その地域の皆さんの実績はどんな感じだったんですか。

◎高橋木材産業振興課長　現状ミロクテクノウッドとの協定をされてる伐出の事業者が８者程度ありますので、まずはそこからというところです。

◎西森（美）委員　まさにミロクテクノウッドの関係とか、今回万博のほうにも貢献をされた、地域で搬出活動されている個人事業主のような方もいらっしゃって、その方の技術がすばらしいので、もう少し地域で放置竹林を対策するものも含めて、何かこう並走ができたらもうちょっと大きなくくりと、それから地域づくりと、それから中山間対策にもな

って、この県が補助されてかさ上げをしてくださった売上げの買取り価格のものが、もっとこう広く県民の皆さんにも知られて、恩恵もあるんではないかなと思うので、地域のほうも伴走型でしっかりやっていただけたらなと。

◎高橋木材産業振興課長　まさしく、竹林のある場所というのがやっぱり人家に近いところといいますか、里山に多いところです。今、私どもも集落活動センターで活動する地域活動団体なんかへも働きかけをしております。やはり地域地域で量は少なくてもそういう取組が広がれば、量も数取れますので、そういったところへの働きかけを今しているところです。

◎坂田林業振興・環境部長　若干補足いたします。今るる、補助金とか説明いたしましたけれども、まさにその買取りの上乗せ分というものと、先ほど課長のほうからもちょっとお話ありました、林業環境政策課のほうで構えている森林・山林多面的機能発揮交付金というのがありまして、これ生産者側が使うことのできる補助ということで、今、委員のおっしゃってた３人以上の団体をつくれば使えるものというのがそれということになります。ですので買取り側で高く買ってもらうように誘導するということと、生産者側に対して生産、それからまさにその多面的機能の回復という中での竹林整備に対するお金ということですから、委員のおっしゃってた、まさに中山間対策というところも意識した補助という形で、それらを並走して支援をしていこうということが今回の中身というとことです。

◎上治委員　要は、今回出ているのは先ほど言ったように、買い取る側が32円で買い取ってるんで、32円のうちの22円を支援をしましょうという、買い取る側に対してその会社のそこに対して支援をしようとする補助金という理解でまずいいですよね。

◎高橋木材産業振興課長　収集するほうへの支援です。

◎上治委員　そしたら、そのキログラム32円の買取りってこうなると、なかなかキログラムで言われるとイメージ的にこの竹が１キログラム当たりで、普通にもし、後ろにはないけど、大体普通、皆さん方が見る通常の一般的な竹で、この孟宗竹やと思うけどこれの４メートルぐらいあったら、とか、それが何キログラムありますとかいうて大体で構いませんけど。

◎高橋木材産業振興課長　１本がおおよそ30キログラム。そこから玉切りをするというような形です。

◎上治委員　ということは32円。ということは１本が360円程度になるわけやきよね。買取りでいったら。そういうことやね。ほんで、30キログラムで32円やき、大体１本が360円としたら、生産者の人がトラックいっぱい持っていかないかんけど。それはそれでいいです。ただ、これは県民というか山主、先ほどの説明やったら山主、例えば自分でもいい、皆さん方どこでも竹があって、もう邪魔だからこれはちょっと切らないかんということで誰かに頼んで切ってもらって、それを何とかその買取りする会社へ持っていこうとしても、そ

れは駄目だという。今の説明だったら、８者。契約している８者以外は、そこへ持っていっても買い取ってくれないという理解でいいですかね。

◎高橋木材産業振興課長　補助条件上、やっぱり計画的に供給するというところの意味合いが大事になってきますので、買い取る側の事業者と伐出、供給する事業者と協定を結んでいただいて、年間計画を立てていただいて、そこの部分に対して支援をする形のスキームにしております。

◎上治委員　最後です。供給する事業者というのは、例えばどこそこ森林組合であるとか、どこそこであるではなくて、個人の山主ということなんですか。

◎高橋木材産業振興課長　山主自身が伐採・搬出されてたらその方と買い取る側の補助事業者とが協定を結んでということになりますけれども、そういった方、山主の方自体は少ないです。少ないというか、大体地域の活動団体であると。

◎上治委員　こういうところですというのを、８者言っていただいたほうが分かりやすいんですが。

◎高橋木材産業振興課長　１つは、森林保全ボランティア活動をされているこのボランティアグループとか、あと小規模に林業をやってる事業者であるとか、そういったところが８者ということになります。

◎弘田委員長　土森委員の質問に答えれますか。

◎高橋木材産業振興課長　先ほど委員のほうからＪＡＳの生産量というか、お話がありました。ＪＡＳの中でも特に強度、それから含水率、品質というものが明確になるのがＪＡＳ機械等級区分です。その部分の令和６年度の生産量が１万1,000立方メートルというところになっております。

◎土森委員　割合としたら少ないですか。

◎高橋木材産業振興課長　まだ少ないほうでありますけれども、これを増やしていくというところです。

◎塚地委員　先ほど、はりと桁はやっぱり外材が多くて、そこに競争に勝つという意味も含めて、立方メートル当たり5,000円出すという、私は大変いい取組だと思います。結局、競争相手は外材ということになってきて、そこにどう勝つかということでいうと、やっぱり値段の競争ってことになるので、一定税金を入れてでも、そこは消費させるこの考え方は、私は結構大事な考え方だなあと。行政がやっぱりそこを補償していくという考え方で大事だなと思うので、ぜひ大いなる活用を促していただきたいと思います。

それとちょっと別なんですけど、かつて家具とか什器とかも県産材を使う場合に補助をぜひしてほしいというようなこともちょっとお願いもしちょって、この間それは一定実現をしてきたのでしたか。

◎高橋木材産業振興課長　個人の方への木製品の導入というのは、まだこの事業化はない

んですけれども、公共的な施設、皆さんが使うような施設への木製品の導入という事業は、木の香るまちづくり推進事業があって支援をしているところです。

◎塚地委員　そこは、木の香るまちづくり推進事業の部分だけに限られているんですかね。例えば、公共施設をつくった場合の、先日議会も大変いい机を入れていただいて、快適に仕事をさせていただいてるんですけど。ああいう企業体が結構な量で、県産材で什器とか家具とかを入れるというのにはどんな状況なんでしょう。

◎高橋木材産業振興課長　民間の事業者の方が、広く一般的な例えば事務所で、社員が事務をするためだけの木製品の導入はちょっと対象外にしてるんですけれども、お客さんが来る、不特定多数の方が来る空間であるとか、そういったところへの木製品の導入というのを今支援しているところです。

◎塚地委員　これ、私もっと本当は広げられないんじゃないかなと思うんですよね。やっぱり公共スペースというだけでなくて、社屋の木質化もすると同時に、やっぱり什器とか、家具自体も木質化を進めるという点で、ぜひ、そういうことにまで枠を広げて、今後、検討していただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎小野田木材産業振興課企画監（販売拡大担当）　家具とか什器とか、そういったところに関しまして、補助事業というところでは、今後さらに需要に応じて検討するのと併せて、県外向けにも公共建築とか、そういったところは県内の高知県木製品工業連合協同組合とか、そういったところと一緒に売り込んでいくとか、あと県外の展示会とかそういった家具類とかもしっかりＰＲしながら需要につなげていくことも取り組んでいるところですので、今後も引き続きしっかりやっていきたいと思ってます。

◎上治委員　もう１つだけ。ここへ先ほど輸入材とあるけど、逆に輸出の支援で、補助金として350万円見られてるんですが、どういう製品でどういう国と。そこを教えていただければ。

◎小野田木材産業振興課企画監（販売拡大担当）　輸出に関しましては、丸太等製材品の輸出が高知からありまして、丸太に関しましては、中国向けが大半で、それは中国で加工されてアメリカ向けのフェンス材とか、そういった需要向けと、中国の国内需要向けに出荷しているものと、あと一部韓国にヒノキ材が需要がありますので丸太で行っているもの。製材品に関しましては、統計上こちらも主に中国と韓国が行き先で、一部は台湾に向けても親日のヒノキの需要がありますので、そちらへの輸出もあります。ただ、量的には現状、圧倒的に高知県からも丸太の輸出が多いという状況と、全国的にも特に九州中心にご承知のとおり、丸太の輸出が中国中心の需要として出荷が伸びているところです。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、木材産業振興課を終わります。

〈治山林道課〉

◎弘田委員長　次に、治山林道課の説明を求めます。

◎中屋治山林道課長　まず、令和８年度当初予算について御説明いたします。資料②議案説明書（当初予算）については、タブレットの１ページから５ページに記載しておりますが、内容につきましては、６ページのポンチ絵、令和８年度治山・林道事業当初予算説明資料により御説明いたします。

左の枠内の林道費は、適切な森林整備や持続的な森林経営の実現に向けて欠くことのできない路網整備を行う経費であり、国の補助事業などを活用して取り組んでおります。

１林道開設事業費では、面積が500ヘクタール以上の広域的な利用区域の林道は県営事業として、利用区域面積が500ヘクタール未満の林道は市町村の補助事業として実施しております。

２林道改良事業費は、のり面や路面の局部改良、橋梁等の点検診断・補修など、既存の林道の質的向上を図るものです。

３林道舗装事業費は、舗装による輸送力の向上や、通行の安全を確保するものです。

４道整備交付金事業費は、国の地域未来交付金を活用し、林道や市町村道路などの複数の道路に係る開設や改良、舗装などを一体的に整備することにより交通の円滑化や林業の振興を図るものです。

これらの事業を合わせまして、林道開設を仁淀川町の旭・天狗高原線など23路線で、林道ののり面などの改良を馬路村の押谷線など11路線で、橋梁等の設計・補修を四万十町の松原中津川線など13路線で、橋梁の点検診断を東洋町など８市町村で、また、林道の舗装を梼原町グリーンハット線など６路線で実施する計画となっております。

一番下の、５緑資源幹線林道事業費は、緑資源機構が平成19年度までに整備した幹線林道開設事業に対する県の負担金で､令和10年度まで債務負担により支出しているものです。

次に右枠内の治山費は、県民の安全・安心な暮らしを守るための山地災害の復旧や、地滑り防止対策、山地災害を防止する予防的な工事などを行う経費となっております。

１山地治山総合対策事業費では、山崩れや地滑り等の山地災害から森林の機能を回復するため、復旧治山事業や地滑り防止事業などを行うもので、四万十町影野など17か所で実施する計画となっております。

２山地防災事業費は、崩壊等の山地災害の発生する危険がある山地において、林地荒廃防止事業や予防治山事業により、治山施設の整備を行うもので、安田町中ノ川など22か所で実施予定です。

３災害関連緊急治山等事業費から５林地崩壊対策事業費までは、令和８年に新たに発生する災害に備えて緊急に対処するために必要な予算を計上しているものです。

６山地災害防止事業費は、国庫補助事業の対象とならない治山施設や、震災対策として防潮堤の修繕を県営事業等で実施するものです。

７治山計画費は、国への予算要求に必要な事業計画書の作成や、治山施設の点検を行うための委託経費となっております。

８国直轄治山事業費負担金は、民有林内で発生した大規模な地滑りや崩壊など、復旧に高度な技術が要する箇所において、国が復旧整備を図る民有林直轄治山事業に係る県の負担金となっております。北川村で１地区、大豊町で２地区の計３地区で、国において事業を実施しております。

一番下の９保安林整備費は、森林法に基づく保安林の指定や解除、また、民有林での森林法に規定された開発行為に係る許可処分や、指導監督を行うための事務経費となっております。

最後に、左下枠内の災害復旧費です。

１林道災害復旧事業費は、被災した民有林林道施設の復旧を図るための市町村への補助金で、令和６年、令和７年災害の残事業と、令和８年に新たに発生する災害に備えた予算となっております。

次に、２林地災害復旧事業費は、既存の治山施設と地滑り防止施設が被災した際の災害復旧を行うもので、令和８年に新たに発生する施設災害に備えた予算となっております。

以上、治山林道課の令和８年度当初予算は、最上段の右にありますとおり、57億9,200万円余りで、対前年度比98.1％の予算をお願いするものです。

次に、補正予算について歳出の主なものなどを説明させていただきます。

資料④の議案説明書（補正予算）の７ページを御覧ください。６林道費となります。右の説明欄１林道開設事業費、林道改良事業費等の減額は、入札残金等によるものです。

次の８ページを御覧ください。７治山費となっております。右の説明欄の１災害関連緊急治山等事業費から３林地崩壊対策事業費までは、公共施設等を保全するため、緊急的に災害対応を行うもので、予算に比べ対象となる災害が少なかったことに伴う減額となっております。

４山地災害防止事業費は、治山施設の維持・修繕や、市町村が実施する小規模な崩壊地等の復旧に要する経費で、対象となる災害等が少なかったことから減額をお願いするものです。

５治山計画費は、国への予算要求に必要な事業計画書の作成などの経費で、想定より災害が少なかったことによる減額となっております。

６国直轄治山事業費の負担金は、国が実施します民有林直轄治山事業の負担金で、国の工事変更に応じ減額をお願いするものです。

続きまして、15災害復旧費です。９ページを御覧ください。３林道災害復旧費につきましては、令和７年に発生した林道施設災害に対応する経費の追加等をお願いするものです。

次の４林地災害復旧費は、災害発生がなかったことに伴う減額となっております。

次に10ページを御覧ください。これらの増減額を合わせまして、２億7,500万円余りの減額補正をお願いするものです。

次に、繰越明許費の追加について御説明します。11ページを御覧ください。６林道費では林道舗装事業費で１路線を、３林道災害復旧費では林道災害復旧事業費で17件の繰越しをお願いするものです。繰越しの主な理由としては、他事業や木材の搬出に係る関係者との調整に不測の日数を要したためとなっております。

最後に、繰越明許費の変更です。12ページをお願いします。６林道費、７治山費ともに12月定例会において、補正前の欄のとおり繰越承認を頂いているところですが、今回６林道費では、林道開設事業費、林道改良事業費、道整備交付金事業費において、21路線25か所の変更、また、７治山費では、山地防災事業費、災害関連緊急治山等事業費、山地災害防止事業費において、７か所を追加したことにより、繰越予定額の変更をお願いするものです。

変更の主な理由は、木材の搬出に関わる関係者との調整、他法令との協議、工事の支障となる電線の移設などにより不測の日数を要したものです。

以上で、治山林道課の説明を終わります。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上治委員　２点ほどあるんですが､ちょっとポンチ絵のところでお願いしたいんですが。先ほど林道開設、あるいはそういうもので、23路線を令和８年度もやろうという計画なんですが。当然スマート林業をどんどんこうやって進めていろいろやっても、とにかく現地まで行くのにやっぱりこの道がなかったら大変なわけで、この林道開設というのは本当に重要だと思ってます。こうやって毎年やってるんですが。この令和８年度に23路線を予定したら、県内で平均林道密度というか、ヘクタール当たり大体何メートルまでに伸びていこうとしてるのか。

◎中屋治山林道課長　現状の林道の年間当たりの延長というのが、3.5キロメートルほどになっております。民有林の面積を考えますと、年間3.5キロメートルですとなかなか影響があるほどの数字ではありませんが、一般の公道がありまして、合わせますと今現在、ヘクタール当たり15メートルはトラック道であると。あわせて、森林作業道を入れますと、36メートルほどであったかと思われます。

◎上治委員　１ヘクタール15メートルなんで、山で仕事をされる方は、行くまでに時間がかかって、そっからまだかかってとなると本当に大変なんで、頑張ってやって。これは県だけでなくて市町村も応援しながらやっていかないかんですが、今この23路線の平均で構いません。幾らから幾らでいいんですが、一応１メートル当たりの費用って大体どのくらい。もちろん地形によっては違うと思うんですが、大体どのくらいからどのくらいあたりが、今、メーター当たりの単価になるんですか。

◎中屋治山林道課長　林道の中でも、幅員が４メーターのものから５メーターのものといろいろありますが、平均的なものとしまして43万円ほどを試算しております。幅員の大きなものを含めると50万円。

◎上治委員　１メートル抜くに、なかなかかかるということが分かりました。

それからもう一点、今度は林道じゃなくて治山費のほうなんですが、山地治山総合対策事業費あるいは山地防災事業費で、それぞれ17か所、22か所という計画を立ててるんですが。これはそれぞれ市町村から要望があって多分やったと思うんです。このうちの例えば市町村から出た要望が全てできるとは思ってないんですが、おおむね予算化をしてるんですか。

◎中屋治山林道課長　事業対象になるものについては、全て予算で対応しているものと認識しております。

◎西森（美）委員　令和７年は大きな災害がなかったので、結構減額があったということで、災害がなかってよかったなと思います。

あと、この災害復旧費で、このポンチ絵の中で今年、令和８年の分と令和６年、令和７年の分、ちょっと積み残しがあったというか、対策ができてないところも含めての御説明があったので、９ページですね。補正予算の減額の中で、令和５年の災害で林道が復旧せないかんものと、それから令和６年の分も減額で補正に上がってるんですけど、これはどう考えたらいいんですか。

◎中屋治山林道課長　過年債というものになりますが､その部分は予算立てするときには、残工事との調整の中で次年度へ繰越しではないんですけど､次年度予算で対応するものが、どっちか分からない状態のときにはもう見込んでおくんですが、その事業が思惑進んだ場合には、予算の執行がなくなって不用となるというような仕組みの事業になっておりまして、この減額はその内容となっております。

◎塚地委員　１点、保安林整備費のところの解除の手続で、本来、国が最終決定ですけれども、先日の本会議で知事としても意見は上げるというようなお話やったと思うんですけど。それでちょっと私の聞き間違いかもしれない。１年ぐらい何か期間保留するみたいな御答弁があったように思うんですけど、それは具体的にどういう手続でどうなっていくもんなんでしょうか。

◎中屋治山林道課長　その部分につきましては、先行して保安林内作業許可申請ということで、林業にも資するという趣旨で管理道が今、作業許可で抜かれております。その工事につきまして､今後の解除申請に向けた地域の方への説明を丁寧に行いたいということで、作業許可を１年間休止する報告があったという話でした。

◎塚地委員　つまり工事の施工自体を、いっとき止めるというふうに受け取っていいものなんでしょうか。

◎中屋治山林道課長　風車本体ではなくて、それに伴う附帯施設である、作業道の管理道の工事を止めるということです。

◎塚地委員　それ以外のほかの工事は別段着々と進んでいて、そこの部分だけ止まる状態ですか。

◎中屋治山林道課長　今現在、出てきてるのは、その道に対する作業許可のみです。今うちが許可しているものは、一時的ですけど全て止まる話になっております。定期的に災害が多くないような防災施設とかを設置した上で、地域の方にも意思疎通を図りながら進めていると聞いております。

◎塚地委員　再開する場合は、また何か再開手続みたいなものが必要になるんですか。

◎中屋治山林道課長　書面的に必要なものはありませんが、許可をしている前提がありますので、再開するときは、出先機関の権限になっておりますがそちらに報告があるものと思っております。

◎塚地委員　結構注目を浴びている事業なので、そういう動きがあったときに、ぜひ私どものほうにも教えていただけるとありがたいですけども。

◎坂田林業振興・環境部長　国見山の発電所につきましては、先ほど課長から説明がありましたとおり、１月の時点で事業者から、工事を休止したいということで届出があっております。これから恐らく地元のほうに精力的に説明会をやって、事業についての理解を得たいということですんで、我々も情報源としては電源開発株式会社のほうから情報をいただくということが中心になろうかと思いますけども、その情報につきましては、できるだけお伝えしていくということでいきたいと思っております。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、治山林道課を終わります。

〈環境計画推進課〉

◎弘田委員長　次に、環境計画推進課の説明を求めます。

◎田村環境計画推進課長　令和８年度一般会計当初予算案について、御説明いたします。

１ページお願いいたします。議案説明書（当初予算）の歳出予算です。資料右の説明欄のうち、主なものについて御説明いたします。

初めに、上から３行目の２エネルギー対策費です。１つ下の省エネ型機器購入支援事業委託料と、その下、補助金事務委託料、その２つ下、太陽光発電設備等導入推進事業費補助金、さらにその下、県有施設太陽光発電設備整備事業費補助金、その下、電気自動車等導入推進事業費補助金、この５つの事業につきましては、当課の主な事業となりますので、事業内容について、次の補足説明資料により御説明いたします。

２ページをお願いいたします。2050年のカーボンニュートラルの実現に向けましては、令和８年度予算においては、国の経済対策の財源などを活用いたしまして、本県の豊かな

自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入や、物価高騰対策の視点も踏まえた、省エネの取組などを支援することで、地球温暖化対策を推進してまいります。

その中で、本課の主な取組は以下の４つとなります。まず初めに、①省エネ型機器購入支援事業委託料についてです。予算としまして８億円を計上し、令和５年度と令和６年度に実施いたしました、こうち省エネ家電等購入応援キャンペーンの第３弾を実施いたします。省エネ性能の高い家電製品等の購入を支援することで、家庭における電気料金の負担軽減とCO_2排出量の削減を目指します。前回の第２弾と同様に、エアコンやガス温水機器など６品目を対象としまして、購入金額に応じまして5,000円から３万円を支援することとしております。

次に、②太陽光発電設備等導入推進事業費補助金についてです。予算といたしまして、３億6,500万円を計上し、今年度に引き続き、県内の住宅及び事業者の太陽光発電設備の導入を支援するものです。支援の内容としては、太陽光パネルと蓄電池をセットで設置する自家消費型の太陽光発電設備等の導入を支援することとしております。住宅用については、補助金額が定額で上限が60万円となっており、市町村経由での間接支援で補助することとなっております。また、事業者につきましては、同じく定額での補助となり、上限は850万円となっており、こちらは県が直接支援を実施することとしております。

次に、③県有施設太陽光発電設備整備事業費補助金についてです。本事業につきましては、ＰＰＡ方式に基づきまして、県有施設へ太陽光発電設備の導入を行うもので、設置する事業者への補助費用として、約１億1,200万円の予算を計上しております。ＰＰＡ方式による事業については、事業者が県有施設の屋根等に太陽光発電設備を設置した上で、県が当該事業者との契約に基づき、発電した再エネ電力を一定期間購入するものです。県が設置費用を補助することにより、事業者から購入する電気料金を現行の料金より安価にすることを求め、電気料金を抑えつつCO_2の排出を削減できる見込みです。また、太陽光発電設備は事業者が自己負担で設置しますので、資産を県が保有するものでもありません。この事業については債務負担による２か年事業で、今年度、プロポーザル方式により事業者を選定しており、来年度、太陽光発電設備の設置工事に着手する事業者に対しまして、その設置費用の２分の１を補助することとしております。

最後に一番下、④電気自動車等導入推進事業費です。補助金と事務委託料の合計で２億8,400万円を計上し、新たに国の支援に上乗せする形で、電気自動車等の購入費用に対して支援を実施するものです。資料に記載のとおり、対象車両ごとに補助単価を設定しており、特に本県の自動車販売の実績を踏まえまして、軽のＥＶ等の補助額を手厚く設定しております。また、補助金の交付に関する申請書類の受付確認や、コールセンターなどの事務を事業者に委託して実施することとしております。

議案説明書に戻りまして、３ページです。上から２行目の３地球温暖化対策推進事業費

です。１つ目のデマンド監視委託料は、県有施設にデマンド監視装置を設置し、電力需要の最大値、いわゆるデマンド値を抑制することで、電気の基本料金の低減と使用量の削減を図るものです。

その下、脱炭素社会普及啓発事業委託料です。脱炭素社会の実現に向けまして、県民一人一人の行動変容を後押しするため、本課の取組と連携を図った普及啓発等の実施を委託するものです。

その下、脱酸素社会ポータルサイト運用等委託料は、脱炭素化に関する様々な情報の集約や発信に加え、県内事業者の脱炭素に関する製品やサービスを紹介するポータルサイト「こっから。」の運用や保守に関する業務を委託するものです。

その下の環境パスポートシステム運用保守委託料は、県民の脱炭素に向けた意識改革や行動変容を促すためのツールである環境パスポートにつきまして、システムの運用保守業務を委託するものです。

その下、温室効果ガス排出量算定委託料は、法において公表を義務づけられております、高知県全体における温室効果ガスの排出量を算定する業務を委託するものです。

その下、エネルギー対策支援業務委託料は、県内事業者のエネルギー使用に伴うCO_2排出量の把握を支援することで、県内事業者の脱炭素化への取組の後押しと併せて、エネルギーコストの負担軽減を図ってまいります。

その２つ下、地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき県が指定いたしました地球温暖化防止活動推進センターにおける事業の実施に必要な経費を支援するものです。

その２つ下、４地球温暖化防止県民会議活動推進事業費の１つ目、県民会議活動推進事業実施委託料です。高知県地球温暖化防止県民会議は、温暖化防止活動を県民運動として実施するため、平成20年に組織された会議で、県民部会、事業者部会、行政部会の３部会で構成されております。本委託料は、このうち県民部会と事業者部会のそれぞれの運営を委託するものです。

一番下、５環境計画推進費は、環境基本法第43条に基づく環境保全に関する重要事項等や、自然環境保全法第51条に基づく自然環境保全に関する事項を調査審議するための環境審議会を開催するための費用です。

４ページをお願いいたします。計の欄を御覧ください。本年度の当課の予算については、前年度との比較で12億5,900万円余りの増となっております。これは先ほど御説明いたしました第３弾のこうち省エネ家電等購入応援キャンペーンや、県有施設へのＰＰＡによる太陽光発電設備の設置、電気自動車等への支援といった事業を新たに実施することによるものです。

当初予算に関しては、以上です。

続きまして、令和７年度２月補正予算案について、５ページにて御説明をいたします。議案説明書（補正予算）の歳出予算です。資料右の説明欄について御説明いたします。上から１行目の１エネルギー対策費の下、太陽光発電設備等導入推進事業費補助金については、同補助金の事業者分について申請の締切り時点で実績の見込みが予算額を下回ったため、減額をお願いするものです。

当課からの説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上治委員　ポンチ絵の４番目です。電気自動車等導入推進事業費。この電気自動車をどのくらいの導入台数を見込んじゅうのかということと、その事務委託料は、電気自動車を導入する委託事務だと思うんですけど、この3,000万円の内容を教えていただけますか。

◎田村環境計画推進課長　まず台数ですが、今までの国の補助実績等を踏まえまして、約1,000台から1,200台を目標として掲げておるところです。

２点目の事務委託料につきましては、申請に伴いまして、もろもろの書類を受付ていただいて、あるいは不備のあるものについて確認をいただいて、連絡をいただくコールセンター的な機能も含めて委託をして、補助金の支払いそのものは県のほうで行いますので、申請書類を取りまとめていただくという事業を委託するものです。

◎上治委員　ということは、1,000台あったら１台当たり３万円ぐらいの事務手数料払わないかんという理解でいいんですかね。

◎田村環境計画推進課長　少し補足いたしますと、先ほど言った申請の受け付けに加えまして、より活用していただく。先ほど1,000台から1,200台と申し上げましたように、より積極的に活用いただくために広報事業も併せて委託をするようにしておりまして、その広報事業も含めての予算となっております。御指摘のとおり、割り戻すと３万円ということになりますけれども、そういうふうに積極的に広報等もしながら御活用いただきたいと考えております。

◎上治委員　これは事務の委託になるんで、例えば今、台数を1,000から1,200台見込んでおる。しかしながら、電気自動車は実際その年度内に来ないとなったときに、この事務委託料で広報、あるいは１台に対して大体これぐらいという、多分それで委託費の計算ができておったとしたら、台数が減ったら、この事務委託料も減るということになるんですか。それと同じように、その台数が今1,000から1,200台を見ちょって1,200台が年度内に全部、申請した人に届くという、届かんかったらどんなになる。それもちょっと、今の時代なんで、いろいろ揃わないんで、すごく不安なんですが、そこはどう考えてます。

◎田村環境計画推進課長　事務の委託料につきましては、台数が減ったからといって直ちに金額が減るというものではありません。先ほども申し上げましたように、受け付けに当たっての問合せ等の対応というのも、一義的にやっていただく形での人件費等も必要にな

ってまいりますので、その分は一定かかるようになると思います。

また、広報費につきましては、先ほど言ったように、当初に広報をかけていく形になりますので、その形での予算になりますので、台数が減ったからといって直ちに減るものではないですけれども、当然精査しながら進めてまいります。

あと、年度内の申請、納車が間に合うのかということなんですけれども、具体的に申しますと、国の上乗せの補助金になりますので、国の申請が完了した後でないと、当県での申請もできない形になっておりますけれども、国の申請においては納車後に申請する形になっておりますので、どうしても、この納車というのが１つの時期になってまいります。当然、車業界全体の状態ですので、ちょっと我々もそこは読み切れないところはありますけれども、そのあたりは状況を注視しながら、事務を執行してまいりたいと考えております。

◎西森（美）委員　課長から御説明があった、省エネ型機器購入支援事業委託料です。これ第３弾ということで、第１弾、第２弾とすごく県民の皆さんも待ってくださってるニーズの高い事業だと思います。第２弾のときは、たしか、２月の補正でちょっと早い目に枠組みをつくって、すぐに使えれるような努力をされたような記憶があるんですけれど、今回は当初予算なので、広くいろんな方に使っていただけるような取組を今進めてくださってるのではないかと思うので、これまでちょっといろいろ課題があったじゃないですか。それ踏まえてどうなのか、教えてください。

◎田村環境計画推進課長　御指摘ありましたように、第２弾につきましては補正でやった関係で５月８日からスタートしております。今回の事業につきましては、まさに今、御審議いただいて御議決いただいてからということになりますので、最短で６月のスタートを目指して、今、委託業者のプロポーザルの公告はかけております。ですので、スタートとしては６月のスタートに目指して、しっかりと取り組んでいるというところです。そして、前回の第1弾、第２弾で出てきた課題につきましては、例えば、申請の手続の話ですとか、販売先でのやり取りですとかというのも十分に踏まえた上で、こちらのほうもコールセンター等を常時活用するような形で、どのような方でも活用をしていただけるような枠組みで準備してまいりたいと考えております。

◎西森（美）委員　第２弾のときには確かに上限に達するのも、すごいスピード速かったんです。令和６年８月９日にはもう予算切れになってしまったと思うので、前回は４億円ぐらいだったと思うんですけど、今回は８億円なので、早い者勝ちみたいな感じじゃなくって、広く周知を６月までしていただきながら、一斉にということにはなるでしょうけど。ちょっと活用の期間というか、それも工夫の余地があるのではないかなって思うのと、やっぱり課長がおっしゃったように、大手の販売店のほうがたくさん活用されて、そこで買った方が活用されて、地元の電器店とか商店とかお店のほうではなかなかだったので、ち

ょっとインセンティブを働かせたりとか、工夫もあったと思うので、そこのあたり工夫をしながらたくさんの人に、高齢者も含めて使えれるような制度に、もう第３弾なので、教訓を生かしてやっていただけたらなと思います。

◎田村環境計画推進課長　まず、活用期間につきまして、御指摘のように第２弾については、支援額としては３億円分になってます。今回８億円のうち、支援で大体６億円強を考えておりまして、単純に言うと前回、４か月でやったんですけれども、倍ぐらいの期間は確保したいなと、年末ぐらいまではと思っております。ただ、一方で幅広に使っていただきたいというところもありますので、広報等、実際に事業始まる前から、何らか我々のほうも工夫しながら、そういった取組があるというのを県民の皆様にお伝えしたいと考えております。

また、２点目の高知の電器店へのということで、御指摘のように第２弾のときにはカタログギフトのようなものが当たるというようなのもありましたし、今回の第３弾においても、地元の電器店で購入した方へのインセンティブが図れるような取組を我々としても考えておりますし、これから行うプロポーザルにおいて、何らか事業者のほうから提案があれば、そういったものも積極的に活用しながら、県内の販売店においても活用いただけるというようなことを取り組みたいと思います。また、先ほど申し上げました、コールセンター等をしっかり充実させることで、町の電気屋で、販売される方も申請する側も、ちょっと分からないなというときにすぐ相談できる体制を、常に構えておくのを意識した制度にしたいと考えております。

◎西森（美）委員　８億円のうち丸々が補助金ではないとは思ったんですけど、６億円なんですか。今回の省エネの機器の６億円で、あとの２億円は事務費にしてはちょっと高いような気がするんですが、あとの２億円はどういう内訳になってるんですか。

◎田村環境計画推進課長　今、御指摘ありましたが、今回の支援というところについては、委託で実施をする予定をしておりますので、支払いも含めて事業者のほうに委託をする、さらにコールセンター的なものもしていただくということで、前回の申請で大体１万5,000件の申請の受け付けをしておったということを考えております。それから予測すると、大体最低でも２万5,000件から３万件ぐらいの申請があるものと考えておりますので、遅滞なく支払いをしていただく、県民の方に支援金を届けていただくということで、事務委託をしておりますので、その分の経費として一定額を積まさせていただいておるということです。

◎塚地委員　関連で。委託事業者をプロポーザルでっておっしゃりましたが、県内企業でそういう経験値を持っていらっしゃる方というのはあるんですか。やっぱり一定全国マターの企業がこれまでもやってこられたのか、そこはどんな。

◎田村環境計画推進課長　第１弾と第２弾におきましては、全国規模の企業が受けられて

おります。ただ、プロポーザルそのものには、説明会等には県内中心の事業者も説明会にお越しいただいたということがあります。今回そういった県内の事業者が手を挙げてくださるかは、実際に業務の内容を見ていただいての判断になろうかと思いますけれども、結果としては、県外の事業者になる可能性もありますが、県内の事業者も決して排除するものではありません。

◎塚地委員　ぜひ、せっかくの事業なので、県内で循環していただけたらと思いますので、手を挙げていただけたらありがたいと思います。

それと、この太陽光発電設備等導入推進事業費補助金なんですけども、住宅用は市町村経由ということで、全ての市町村が取りあえず、この事業を受けますよと、手を挙げてくださってるんでしょうかね。

◎田村環境計画推進課長　令和７年度の実態としては、26市町村ですので、全てではない状態です。これは市町村によっては、独自の補助がある場合もあります。あとはその予算の関係上でやってないところがありますけれども、基本的に県としては全市町村にアンケートをとった上で枠組みを決めておるところです。

◎塚地委員　県が60万円出すとして、市町村負担はどれぐらいになるんですか。

◎田村環境計画推進課長　市町村の実質負担はゼロになります。

◎塚地委員　ということは、全市町村がやっていただいたら、前に向かって進むかなとは思うんですけど。今の予定で事業者と合わせて、事前のアンケート調査とか意向調査で、この金額は満額積み上がっている感じなんですか。

◎田村環境計画推進課長　市町村については、一定アンケートをとりながら、その上で来年度は重点的に取り組みたいというところで、県のほうで今回予算は設定したというところがあります。事業者につきましても、これは全ての事業者にアンケートをとってるわけではないですので、積み上げの数字ではなくて、どちらかというと昨年度に比べて補助額を上げるということもありますので、積極的に活用いただきたいということで、この金額を設定しております。

◎塚地委員　ぜひこの際、積極的に。一応、事業者に上乗せした金額は、今年度だけですか。

◎田村環境計画推進課長　毎年度、執行状況を踏まえて予算要求する形になりますので、我々としては単年度で考えてはおるんですけれども、当然、事業効果を上げて、次年度以降も予算要求していきたいと思います。いずれも、こちら今回、国の再エネ支援交付金と重点交付金をうまく活用させていただいて、県の負担も最小限に抑えつつ執行しておりますので、そのあたりは我々としてはそういった有利な財源も確保を見据えつつ、次年度以降への執行に向けて、きっちりと仕上げていきたいと考えております。

◎塚地委員　補正でちょっと減額があったじゃないですか。それはどういう関係なんでし

ょうかね。この事業に関しての減額ですか。

◎田村環境計画推進課長　御指摘のとおり、今年度、事業者用に関しまして、当初の予定より執行額を下回ったというところで、減額をお願いするものです。事業者によって、件数自体は今年伸びたんですけれども、やはり設置する規模とかによって金額が下がるというのが１つ。あとはやはり、交付金でやっておる関係で、どうしても事業の執行を２月ぐらいで全て完了しておく必要があるというのがありますので、お問合せいただいた事業者様の中には、12月ぐらいにお問合せいただくと、もうどうしても工事の関係で間に合わないということで、断念せざるを得なかった事業者もおりましたので、その点で、補正をお願いするものです。次年度に向けては、やはり年度当初からしっかりと事業者様へのアプローチも行う。あるいはニーズも把握しながら、特に金額を上げておりますので、そういった利活用をしていただきたいと考えておるところです。

◎塚地委員　全国一斉にやるから、さっきのものはある意味、施工する業者もちょっと大変かもしれなくて、そういうところは、また見ながら進めていただきたいと思います。

その下の、県有施設太陽光発電設備整備事業費補助金なんですけれども。これは対象施設は、一覧表みたいに県のこの施設となってますか。

◎田村環境計画推進課長　今、９施設で予定をしておりまして、対象施設については耐震状況とかも踏まえて、一定決まっておる状態です。

◎塚地委員　今後、その県有施設をさらに、この９施設以外にも広げていけれる状況なんでしょうか。

◎田村環境計画推進課長　高知県温暖化対策実行計画の事務事業編の中においても、県自身の脱炭素の目標を抱えておりまして、その中で県有施設の約５割をこういった太陽光とか、再エネ電気を活用する形になっておる中で、必要なものは工事をしておるところです。ただ、先ほど少し申し上げましたように、その施設の構造上、設置できない場合は、別の手段でどういうふうに脱炭素ができるのかを見ていく。さらには、その予算の確保の点も踏まえて､引き続き設置についての可否については判断してまいりたいと考えております。

◎塚地委員　いろいろ太陽光の関係は技術の発展も結構進んでいるので、大いに導入もしていただいて、省エネをしていただきたいと思います。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、環境計画推進課を終わります。

〈自然共生課〉

◎弘田委員長　次に、自然共生課の説明を求めます。

◎濱口自然共生課長　まず、令和８年度当初予算について説明いたします。資料１ページです。当課の令和８年度当初予算額は、前年度から１億1,800万円余りの減となる、13億3,500万円余りを計上しております。減少の主な要因は、後ほど説明いたします牧野植物園

の工事費の減などによるものです。

歳出の内容につきまして、右の説明欄で主なものを説明いたします。資料２ページです。右上、３オフセット・クレジット推進事業費です。１つ下のオフセット・クレジット認証センター運営等委託料は、県内12の市町村、団体の地域版オフセット・クレジット制度の運営などを委託するものです。

次に、４清流保全推進事業費は、物部川と仁淀川に設置しております清流保全推進協議会の運営などの事務費です。

その下、５四万十川総合対策費は、四万十川条例に定められております、四万十川流域保全振興委員会の運営や、四万十川財団の運営に対する補助などを行うものです。

次に、６希少動植物保護対策事業費です。２つ目の希少野生植物食害防止対策委託料は、ニホンジカの食害対策として、防護柵の設置などを行うものです。

その下、野生動植物分布調査等委託料は、県民参加型の生物調査を行うもので、調査データはレッドデータブック改訂の資料として活用することとしております。

資料３ページです。上から３つ目、レッドデータブック改訂委託料は、絶滅のおそれのある野生生物の適正な保全等を目的としまして、平成30年に発行した高知県レッドデータブック動物編の改訂作業を行うものです。

２つ下、７自然公園等施設整備事業費は、公園施設の整備や改修を行うための経費です。

３つ目、施設整備工事請負費は、四国のみちの案内板の改修、また、本年度は石鎚国定公園のしらさ等現地の整備などを行うものです。

その下、自然環境整備交付金は、市町村が実施する公園整備事業に対する交付金です。令和８年度は、土佐清水市で足摺岬の遊歩道整備が予定されておりますので、国費を原資として、県から市に交付を行うものです。

その下、国庫支出金精算返納金は、令和７年度の会計実地検査において、令和３年度から４年度の事業として実施した四国カルストの再整備事業のうち、一部の費用について、国費の対象外との指摘を受けましたので国費を返還するものです。

２つ下、８自然公園等管理費です。２つ目と３つ目、月見山こどもの森管理運営委託料と四国カルスト自然公園施設管理運営委託料は、指定管理施設である月見山こどもの森と、天狗高原内のカルストテラス等の管理代行料を計上しております。

次に、資料４ページです。１つ目、調査委託料は、後ほど報告事項でも説明いたします、四国カルスト県立自然公園の希少植物等保全対策検討委員会での議論を踏まえまして、引き続き植生回復調査などを委託するものです。

３つ下、９牧野植物園管理運営費の１つ目、管理等委託料は、牧野植物園の指定管理代行料です。

その下、測量設計等委託料、２つ下の工事請負費は、牧野植物園磨き上げ整備基本構想

に基づく整備費用です。詳細は、後ほど別資料で説明いたします。

次に、10豊かな環境づくり総合支援事業費は、補助金を計上しております環境保全活動に取り組むＮＰＯなどを支援するものです。

次に、11環境活動支援センター事業費は、委託料を計上しております。県民の皆様の環境活動を支援する、高知県環境活動支援センターの運営を委託するものです。

次に、資料５ページです。１公園施設等災害復旧事業費は、公園内の施設が台風等によって被災したときに復旧するための経費です。

次に、資料６ページです。債務負担行為としまして、牧野植物園整備事業費について、１億9,000万円余りを計上しております。後ほど、併せて別資料で説明いたします。

次に、資料７ページです。土地取得事業特別会計について説明いたします。この特別会計は、自然景観が優れた土地について管理を行っているものです。右側にあります、１自然保護基金管理費におきまして、土地の維持管理等を行うものです。

資料８ページです。牧野植物園の磨き上げ整備等について説明をいたします。資料下半分に緑色で塗った部分がありますが、これは令和７年度までに完了をした事業です。

令和８年度は、資料下段の赤色の枠内を御覧ください。まず、真ん中の南海トラフ地震対策は、植物園のバックヤードである長江圃場が津波浸水エリアにありますことから、貴重な植物を高台に移転させる計画としております。令和８年度に敷地造成工事に着手し、令和９年度に完了する予定となっております。このため先ほど触れましたとおり、１億9,000万円余りの債務負担行為を計上しております。

次に、右端の展示館・本館屋根改修は、平成11年度に建築した展示館と本館の屋根材の老朽化により雨漏りが発生し、改修を行っているところです。展示館につきましては、令和７年度に改修が完了しまして、現在は本館の改修工事を行っております。令和８年度中に完了する予定となっております。

以上が、令和８年度当初予算の概要です。

次に、令和７年度２月補正予算について説明いたします。資料９ページです。当課の２月補正予算は、1,300万円余りの減額をお願いしております。右の説明欄のとおり、牧野植物園の工事請負費について、入札などによる事業の執行残が発生したことによるものです。

資料10ページです。繰越明許費の追加についてです。事業名の欄、牧野植物園管理運営費において、先ほど説明いたしました本館の屋根修繕工事に際しまして、騒音への対応について、店舗の経営者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めなくなったもので繰越しをお願いするものです。

資料11ページです。債務負担行為の追加について説明いたします。四国カルスト自然公園施設管理運営委託料は、後ほど御説明いたします四国カルスト公園施設の指定管理者の指定に関する議案に係るものです。令和８年度から12年度までの５年間の管理代行料3,000

万円余りについて計上しております。

次に、条例その他議案について説明いたします。資料12ページです。四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案です。先ほど申し上げましたとおり、令和８年度からの指定管理者を指定しようとするもので､地方自治法の規定によりまして、県議会の議決を求めるものです。債務負担行為と合わせまして、次の資料で説明いたします。

資料13ページです。１施設の概要の左の中ほどの表に主な施設を掲載しております。資料右側に地図を載せておりますので、併せて御覧いただければと思います。これらの施設の整備後、令和５年度から指定管理者制度を導入しまして、管理運営を行ってまいったところです。本年度末で第１期の指定管理期間が終了いたしますので、令和８年度からの第２期に向け、新たに指定管理者の公募を行いました。応募は、現在の指定管理者であります一般財団法人天狗荘の１団体からありました｡外部委員による審査委員会におきまして、指定管理者の候補者として適当であるとの評価を受けましたことから、今回、補正予算とともに指定管理者の指定につきましてお諮りするものです。

以上で、説明を終わります。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎土森委員　２ページの四万十川総合対策費の中のフォーラム開催委託料ってありますけど、どういったフォーラムでしょうか。

◎濱口自然共生課長　高知の森と川についてのフォーラムということで、令和７年度に初めて開催した事業でして、高知県内の、各河川の保全活動、また山の保全活動ということで、森と水の保全を行ってる活動団体に一堂に会していただきまして、各団体の取組とか知見とかを発表していただき、それを自分の団体に持ち帰っていただいて、横展開をしていただくというような事業を行いました。先月、２月に行っておりますけれども、各団体20団体の発表ですとか、基調講演も含めまして、かなり好評でしたので、来年度も引き続き行わせていただこうと思っておりまして、計上しております。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、自然共生課を終わります。

〈環境対策課〉

◎弘田委員長　次に、環境対策課の説明を求めます。

◎那須環境対策課長　当課の令和８年度の当初予算案について御説明をいたします。

１ページです。歳出ですが、来年度当初予算案の総額は15億8,500万円余りで、前年度から2,800万円余りの増額となっております。主な歳出について右端の説明欄で御説明いたします。

２ページです。２つ目の２廃棄物処理対策事業費は、廃棄物の適正処理や災害廃棄物へ

の対応などに要する経費です。

上から３つ目の廃棄物緊急処理委託料は、市町村などと連携し、公有地に不法投棄された廃棄物を撤去するための経費です。

４つ目の産業廃棄物適正処理啓発事業委託料は、排出事業者や処理業者などを対象にした適正処理に関する講習会の開催や、ＰＣＢ廃棄物の適正処理を啓発するための経費です。

２つ下、災害廃棄物処理対策事業委託料は、災害廃棄物処理に関する県内６つのブロック協議会の運営支援や、市町村職員の災害対応力の向上に向けた実動訓練などの開催のほか、能登半島地震での教訓や南海トラフ地震の被害想定の見直しを踏まえた、災害廃棄物処理計画の見直しに要する経費です。

そこから５つ下になります、新たな管理型最終処分場整備事業費負担金は、建設工事の実施主体である公益財団法人エコサイクル高知に対し、市町村等と連携して整備費用を負担するものです。

その下の魚さい適正処理施設長寿命化事業費負担金は、平成17年の設置から20年以上が経過をし、老朽化が進んでいる公益財団法人高知県魚さい加工公社の魚粉の製造設備について、公社を利用している高知市など13市町村と連携して、更新費用を負担するものです。公社では来年度から５か年で設備の更新、長寿命化を予定をしておりまして、その実施に要する費用のうち、令和８年度分の県負担額を計上しており、残りの令和９年度以降の負担額については、債務負担で計上しております。

その２つ下、上水道整備支援補助金と、その下の新たな管理型最終処分場周辺安全対策交付金は、佐川町が実施します新処分場周辺の上水道の整備や河川等の整備について、佐川町との協定に基づき支援をするものです。

次に３ページです。１つ目の地域振興対策交付金は、佐川町が実施する町道や公営住宅の整備などの地域振興策について、協定に基づき支援をするものです。

２つ目の新たな管理型最終処分場整備資金貸付金は、新処分場の整備費用のうち、運営主体となる公益財団法人エコサイクル高知の負担分に対し、県から貸付けを行うものです。

その下の不法投棄原状回復支援金返納金ですが、これは平成14年に発生した硫酸ピッチの不法投棄の行為者から、前年度に納付された額のうち、４分の３に相当する額を撤去の際に財政支援を受けました公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に返納するものです。

その２つ下、３衛生環境研究所費は、環境測定機器の保守管理や、大気環境の測定、調査研究、技術指導などを衛生環境研究所が行うための経費です。

中ほどの４環境保全事業費は、環境審議会の水環境部会や、公害審査会の開催、各種の環境測定や事業場への立入検査などを行うための経費です。

次に４ページです。１つ目のダイオキシン類等濃度測定調査委託料は、法令に基づき、ダイオキシン類の調査、現況を把握するため、大気や水質などの調査を分析機関に委託を

する経費です。

３つ目の環境業務支援システム改善等委託料は、環境業務の効率化を図るために構築をした環境業務支援システムについて、オペレーティングシステムのサポートが令和９年１月に終了しますことから、環境業務支援システムを県庁クラウド上へ移設再構築するための経費と、大気常時監視システムの再構築に係る経費及びそれらの保守運営に係る経費です。

以上、当課の令和８年度当初予算案の説明は以上となります。

続きまして、債務負担行為について御説明をいたします。５ページです。こちらは先ほど御説明をしました、魚さい加工公社の長寿命化に要する費用につきまして、令和９年度から令和12年度までの県負担分となります、１億200万円余りの債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、令和７年度の補正予算案について御説明します。６ページをお願いします。右側の説明欄を御覧ください。廃棄物処理計画策定委託料は、委託業務の入札の結果、所要経費が見込みを下回ったことにより減額をするものです。

その下の地域振興対策交付金は、佐川町が実施する町道の改良や公営住宅の整備など、地域振興策を支援するものですが、工事の繰越しや充当財源の変更によりまして、交付金に不用が生じたものです。

その下、財源更正は県から佐川町へ派遣している職員２名の人件費について、一般財源で計上していたものを、佐川町からの負担金へ更正するものです。

環境対策課からの予算の説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎土森委員　佐川の最終処分場の整備ですけども、斜面に緩みがあって盛土で直したと思うんですけども、令和９年９月に共有開始となってますが、それは十分間に合うような件ですか。

◎那須環境対策課長　後ほど、報告事項でも少し説明いたしますが、精査をしました結果、少し工事に遅れが生じることが出ております。

◎塚地委員　公益財団法人高知県魚さい加工公社の関係です。20年、必要な施設ですのでやっぱり長寿命化を図っていかないといけないと思うんですけど、経営的にはどんな感じなんでしょうか。

◎那須環境対策課長　近年、魚の処理量はずっと右肩下がりで減少はしておるんですけれども、魚粉を作ってその売上げがありますけれども、魚紛の単価が割と高くなってきているということで、近年までずっと黒字で経営が回っておりました。今年度の見込みとしましては、少し魚粉単価が下がったということもありまして、少し収支が悪くなってはおりますが、来年度はまた、その魚粉の単価も上がる見込みであると聞いております。

◎塚地委員　それで、この長寿命化計画で予算を投入して、あとどれぐらいもつようになっていくのか。

◎那須環境対策課長　計画では、これから５年間の計画修繕を行いまして、修繕が終わった後に、５年間は最低でも使えるような計画なので、向こう10年間は最低でも使えるような形で今計画をしておるというところです。

◎塚地委員　じゃあ、それを見越してまた次の手を打つ計画か。同じ場所で建て替え、それ以上もう一遍長寿命化やって、同じ場所でできていくとかいうことにはならないか。

◎那須環境対策課長　なかなか同じ場所で建てるにしても、場所もないということもありまして、関係市町村と協議をずっと重ねてまいった結果、次は新しい施設をどうするかというのは、基本はしないという形にして、どういう形で適正処理ができるのかというのを向こう５年間をめどに結論を出そうということにしております。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、環境対策課を終わります。

これで、林業振興・環境部の議案を終わります。

《報告事項》

◎弘田委員長　続いて、林業振興・環境部から７件の報告を行いたい旨の申出があっておりますので、これを受けることとします。

〈環境計画推進課〉

◎弘田委員長　まず、「高知県環境基本計画第六次計画の策定について」、環境計画推進課の説明を求めます。

◎田村環境計画推進課長　２ページをお願いいたします。高知県環境基本計画第六次計画（案）の概要について、御説明いたします。

本計画につきましては、高知県環境基本条例に基づく計画となりまして、本県の環境分野の個別計画に施策の基本的な方向性を示すものとして、地球温暖化対策や自然環境の保全、廃棄物処理対策等の環境に関連する個別計画の最上位計画となっております。計画期間は５年となっておりまして、新たな計画の期間は令和８年から令和12年度までとなっております。

今回の計画の３つの策定ポイントについて、資料の中段にまとめております。

１点目につきましては、自然資本経営という概念を盛り込むことにより、環境保全と資源活用の好循環の創出を図る計画とするという視点です。令和６年度に改定されました国の環境基本計画において、森林などの自然によって形成される自然資本を維持・回復・充実させることが、新たな成長の基盤となると位置づけられております。本県においては、この考え方をさらにブラッシュアップし、現在本県にある自然資源や環境を将来世代へと引き継ぐべき自然資本として捉え、その価値を見える化し、自然資本への適切な投資をす

ることで、地域全体を経営する。言い換えますと、マネジメントする、あるいは守るという視点を追加しております。この視点によりまして、取組を進めることで、県内の取組の推進だけでなく、県外からの資金や人材などの受入れを効果的に進め、環境の保全と自然資源の活用の好循環の創出を図っていきたいと考えております。

ポイントの２点目が、高知県民の幸せ（ウエルビーイング）の実現という視点です。国の環境基本計画においては、計画の最上位の目的としまして、環境保全を通じた国民のウエルビーイング／高い生活の質というものが示されております。このことを踏まえまして、本県においても、本県の豊かな自然環境や資源を守っていくためには、自然環境の保全が県民の暮らしの幸福度や生活の質の向上につながるという考え方が重要であるという考え方に立ち、県民の幸福度や生活の質の向上に焦点を当てた、高知県民の幸せの実現を計画におけるウエルビーイングとして整理し、この視点を盛り込んでおります。

ポイントの３点目が、令和３年に策定いたしました第五次計画の評価を踏まえた戦略の強化です。第五次計画の各施策に基づく取組の進捗状況や目標指標の達成度を踏まえ、戦略の見直しと強化を実施しております。

資料の下段に計画の構成をお示ししておりますが、現行の第五次計画から継続した構成として、ＳＤＧｓを意識しました2030年度の本県の目指すべき将来像の達成に向けまして、脱炭素、循環型、自然共生の３つの社会の実現を目指すこととしております。将来像の達成に向けては、３つの社会にひもづく戦略１から３の取組と、３つの社会を横断する戦略としての戦略４、５の合計５つの戦略により取組を進め、毎年の環境審議会において、ＰＤＣＡサイクルに基づいた進捗管理を実施することとしております。

戦略１から戦略５の概要と主な取組について、３ページに記載しております。３ページを御覧ください。分野ごとの取組である戦略１から３には、戦略ごとに全体の目標として、新たに政策目標、いわゆるＫＧＩを設定いたしまして、一体的な進捗管理を図る体制に改めております。そのほか、第五次計画の各指標の取組の達成状況などを踏まえて戦略を見直すとともに、分野ごとの個別計画とも連動を図った取組にブラッシュアップをしております。時間の都合上、個別の戦略の詳細な説明は省略いたします。

高知県環境基本計画第六次計画の策定についての説明は、以上となります。

◎弘田委員長　質疑を行います。

（なし）

◎弘田委員長　質疑を終わります。

次に、「高知県地球温暖化対策実行計画の改定について」、環境計画推進課の説明を求めます。

◎田村環境計画推進課長　４ページをお願いいたします。高知県地球温暖化対策実行計画案の概要について御説明いたします。

今年度は、先ほど御説明いたしました環境基本計画で目指す３つの社会のうち、地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会の実現に向けた計画である、高知県地球温暖化対策実行計画の改定年度となっており、資料はその改定概要となっております。

資料の右上、１－２基本的事項の計画改定のポイントを御覧ください。ポイントの１点目といたしましては、先ほど環境基本計画の策定案にて御説明いたしました、自然資本経営の考え方を盛り込んだこと。

２点目といたしまして、圏域での温暖化対策である区域施策編、県庁自身の温暖化対策である事務事業編、そして再エネの導入計画である新エネルギービジョンを統合的に改定を行うということです。

また３点目といたしまして、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた中長期的な目標を設定することです。

なお、資料中段の左の自然資本経営の概念ですが、環境基本計画を踏まえまして、本計画においても新たに追加をしております。

この考え方と、資料の中段右の排出量の状況につきましては、後ほどアクションプランの御報告の中でポイントを御説明いたします。

具体的な改定内容について御説明いたします。まず、資料下段の２高知県における地球温暖化対策（区域施策編）を御覧ください。2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた直線的な中長期目標といたしまして、新たに2035年度に2013年度比で60％以上、2040年度に73％以上削減の目標を設定いたします。

次の５ページをお願いいたします。上段左の３再生可能エネルギーの導入促進（高知県新エネルギービジョン）です。本県の再生可能エネルギーの導入目標といたしまして、2030年度、2035年度、2040年度の新たな導入目標を設定いたします。

上段右の４気候変動適応策（高知県気候変動適応計画）ですが、近年は気候変動による影響が、本県においても農作物や健康被害など様々な分野で顕著になっておりまして、本県の地域特性に合わせた取組を推進してまいります。

下段左の５高知県庁における地球温暖化対策（事務事業編）です。県庁自身の取組であります事務事業編については、政府の事務事業目標年度や、県の区域施策編と整合性をとりまして、基準年度を2013年度に見直すとともに、新たに2030年度、2035年度、2040年度の目標を設定しております。

下段右の６計画の推進体制と進捗管理です。後ほど御報告いたします、アクションプランの毎年のバージョンアップの中で、本部会議や外部協議会等を通じまして、本計画の取組の方向性などについて確認するとともに、ＰＤＣＡサイクルを取り入れた、進捗管理を行ってまいります。

高知県地球温暖化対策実行計画の改定についての説明は、以上となります。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上治委員　再生エネルギーの導入促進のところで、この表を見せていただいて、２点あります。１つは、次世代エネルギーの導入の促進というのは、どういうエネルギーを想定してるんですか。

◎田村環境計画推進課長　今、現時点で想定されるものは、ペロブスカイトという曲がった曲面にも設置できるような太陽光の設備がありまして、そういったものの導入等を考えております。

◎上治委員　太陽光とは違う理屈なんですかね。

◎田村環境計画推進課長　この中では別のものとして考えております。

◎上治委員　この表を見たときに、太陽光は今日も説明があって、導入をして、あれで増やしていくがやけど、令和５年から言えばこの表だけ見ると、それほど増えてない。それから、風力は伸びておる。ほんで伸びるというのは、今やろうとしゆうところが入ったら、これぐらいいくのかなという想定で伸ばしちゅうのかな。水力もそれほど伸びてない、バイオマス伸びてない。今まで高知県の自然、それからあるいは資源、そういうものを生かしたエネルギービジョンをということにしてるんですけど、何かこう伸びてないかなというふうに思えるんですよね。水力にしても、水がある高知県やけど、これでもう頭打ちというか、もう目いっぱい来てるんで大体これをもう維持をしていこうという計画という捉え方でいいんですかね。

◎田村環境計画推進課長　１つ計画の立て方としまして、まず風力につきましては、御指摘のとおり、現時点といいますか、2018年当時の計画に基づいて積み上げておるものですので、そのものから大きく増える数字にはなってないというところがあります。

また太陽光につきましては、実際ここ2030年以降あまり増えてないように見えますけれども、実際はここからＦＩＴという売電期間が終了する設備が大量に出てくるので、そこが減ってくるというのが急激に増えてくるというところですので、我々としましては、それをぜひその後も活用いただくということで、太陽光も活用するような形を進めていきたいと考えております。

またそういった中で、あと水力に関しましては、これはやはり水を使うということもありますので、適地をどう探していくのかという課題がありまして、その中においては今年度、公営企業局のほうで小水力発電になりますけれども、発電設備の設置の可能性について調査もしておりまして、来年度も引き続き、設置に向けた調査・検討を行ってまいるという話も聞いておりますので、そういった形で少しずつではありますが、伸ばしつつということになろうかと考えております。

その上で、先ほど御質問もありました次世代エネルギーというのはこれから技術の開発の度合いによって、伸びてくる伸びてこないというところもありますので、我々としては

そういった国であったり、民間の研究の状況も常に把握しながら、また考えていきたいと考えておるとこです。

◎上治委員　最後。今言われてた、ちょっと自分は心配するのは、そのＦＩＴの20年がどんどん切れてきたら、それぞれのところが、事業体が買取り価格が下がることによって、例えばバイオマスであったら買うトン当たりの単価も現状では無理ということで、逆に言ったら、下がるんではないのかなという想定もしちゅうけど、これはちゃんと順調にいってるんで、要はＦＩＴが20年が来たらそれぞれつくったものが、もう小さいところまではなかなか無理としても、大きい施設についてはそういう見通しもこの計画には入ってるんですか。

◎田村環境計画推進課長　先ほど申し上げましたように、20年たっても継続をするための施策を生んでいくということで、下がった分を現状維持まで引き上げるための施策をしっかりと取り組んでいくという目標にしております。例えばでお話をしますと、次年度の予算の中で事務費ですけれども、そういったＦＩＴ終了後を見据えて、例えば蓄電池の設置であるとかということの可能性を探るようなことができるのかできないのかとかいうことを、事務費レベルですけれども、しっかり調べていくという形の予算も計上して、そこをしっかり研究してまいりたいと考えております。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

次に、「第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプランのバージョンアップについて」、環境計画推進課の説明を求めます。

◎田村環境計画推進課長　６ページをお願いいたします。第Ⅱ期のアクションプランのバージョンアップの概要について御報告いたします。

まず、左上灰色の高知県内の温室効果ガス総排出量の推移を御覧ください。2023年度の総排出量は660万トンとなっております。表の左下から右上、青色の破線を入れておりますが、これは2013年度から2030年度まで、平均的に削減が進んだ場合の進捗率でありまして、その上のピンク色の折れ線は、目標排出量までの実績の達成率となっております。2023年度の値、また2024年度の予測値のいずれも破線より上にありますので、順調に削減が進んでいるものと考えております。

次にその下、黄色のバージョンアップの方向性を御覧ください。１点目として、４つの視点に基づく取組を発展させること。次に２点目として、本県の豊かな環境を自然資本として認識して、発展させていくという視点を持ちながら、今後施策を検討していくこと。最後に３点目として、国の動向等を踏まえた中長期的な施策を検討していくこととなっております。

これらの方向性に沿いまして、下段のバージョンアップのポイントのとおり、これまでの施策の進捗や課題等を踏まえながら、４つのポイントで柱１から柱３までの取組を強化

してまいります。あわせて、令和８年度は、自然資本経営の概念を軸とした施策を検討してまいりたいと考えております。

資料右側のアクションプランＶｅｒ．３の主な取組を御覧ください。

まず、柱１CO_2の削減に向けた取組の推進です。ポイントの１点目として、各産業分野での省エネ対策の一層強化に向けて、各産業分野における脱炭素化を加速させるための支援の充実を図ってまいります。具体的には、２つ目のマル新、社会福祉施設の省エネ化の支援として、国の再エネ推進交付金を活用しまして、福祉施設等における高効率な省エネ機器の導入支援を図ってまいります。

次にポイントの２点目といたしまして、再生可能エネルギーの地消地産を促進してまいります。具体的には、マル新のエネルギーの地消地産の取組といたしまして、今年度の検討結果を踏まえまして、再生可能エネルギー導入の検討を進めるとともに、先進事例などを参考に引き続き新たな取組の検討を行ってまいります。

次に、柱２グリーン化関連産業の育成についてです。本県の自然資本を活用した新たな製品開発や観光振興を推進いたしまして、経済と環境の好循環を創出していくことが重要と考えておりまして、これも柱の中でしっかりと取り組んでまいります。具体的には１つ目マル新、先ほども少し御報告ありました、竹資源の利用拡大の推進につきましては、今年度からの竹繊維を活用した新素材、ＢＡＭＢＯＯ＋の製造工場の操業を契機に、今後増加が見込まれる竹資源の需要にしっかりと対応できるような施策を打ってまいります。

最後に、柱３オール高知での取組の推進では、１つ目マル拡といたしまして、市町村における先進事例を横展開し、県内での脱炭素のうねりを大きくしていきたいと考えております。

次の７ページは、それぞれ施策の概要を記載しておりますので、説明割愛いたします。

最後に８ページをお願いいたします。先ほど来御説明しております自然資本経営について、現在のアクションプランにおける取組を例に少し説明いたします。

ポイントといたしましては、右下の青囲みの記載のとおり、本県が有して将来世代に引き継いでいくべき自然資本、つまり豊かな環境について適切に維持・回復・充実を図ることで、地域の豊かさにつなげてまいりたいと考えております。

具体的な取組については、高知県の絵の左上の丸囲みに書いております。再生可能エネルギーの導入や、高付加価値サービス・商品の開発の促進等として、例えば一次産業のスマート化、あるいはエネルギーの地消地産、さらには観光振興やグリーン化に資する高付加価値型の製品開発といった取組、こういったものが自然資本を活用した取組に当たります。そうした取組が進むことによって、資金や人材などの域内循環が促進され、さらに図の上のピンク色の枠で記載しておる恩恵として、本県経済等の底上げにつなげてまいります。

また、高知県の絵の中央にドミノの絵で表しておるとおり、先行地域などの先進事例を波及させる脱炭素ドミノの横展開を図ることで、こうした恩恵を県内隅々に広げていくことができると考えております。

さらに何よりも大事な視点といたしまして、図の左側の緑色の矢印のとおり、持続可能な取組に向けては、自然資本を維持・回復・充実していくことが非常に重要と考えております。そのために、例えば、協働の森づくり事業でありますとか、高知県再造林推進プラン、あるいはグリーンボンドの活用といった取組を進めていくことが必要と考えております。

このように、現在取り組んでいる施策につきましては、既に自然資本経営を軸とした取組の輪の中にありまして、今後第Ⅱ期アクションプランのさらなるバージョンアップに向けまして、中長期的な視点と自然資本経営の概念をしっかりと意識しながら、各種施策を検討していくことが必要と考えております。また、そうした取組を、産業振興計画をはじめとするほかの計画とも連携しながら進めることで、さらなる価値を生み出して、本県経済の底上げにも寄与するものと考えており、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプランのバージョンアップについての説明は、以上となります。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎土森委員　新たなカーボンクレジットの創出・販売って書いてますけども、どんなカーボンクレジットですか。

◎濱口自然共生課長　12月定例会の委員会でも説明いたしましたとおり、県有林の端末等を通じまして、カーボンクレジットを今年度から創出に取り組んでおりますけれども、その創出によりできましたクレジットを販売していこうとそういう取組です。

◎塚地委員　６ページで説明いただいたエネルギーの地消地産、極めて重要な課題やと思うんですけど､どこの部分を伸ばそうとしているのかというところを教えていただきたい。

◎田村環境計画推進課長　県といたしましては、１つは、先ほど予算のほうでも御審議をいただいております自家消費型の太陽光発電というのが、やはり自分たちでつくってそれを使う形になりますので、１つ重要な施策として考えております。

さらには、そのポイントの６ページのまさにエネルギーの地消地産の２つ下に書いておりますように、直営の事業といたしましては、公営企業局での、先ほど少し触れました水力発電について、小水力発電の新たな適地の検討を行っておる。あるいは、今の水力発電の出力を上げていくような形で、さらに上げていくということを考えております。

さらに、もう１つの考え方といたしまして、メガソーラー等で県と市町村と共同でやっておる事業でして、そういったものからの収益の一部を県や市町村の収益としていただい

ておる事業がありますので、こういった事業につきましては、先ほど言いました20年のＦＩＴ後も、引き続き事業が取り組めるような枠組みをまさに、先ほど御質問もいただいておりましたように、そこをしっかり来年度以降、研究をしてまいりたいと考えております。

◎吉本林業振興・環境部副部長　若干補足です。６ページのこのポイント２の部分の書き方なんですが、３項目挙がっておりますけれども、若干入れ子の体制になっておりまして、このエネルギー地消地産の取組という大きな枠の中に個別の取組として、この下に書いてあります自家消費型太陽光発電、それから県営水力発電の開発というものが含まれていると。ただ、エネルギー地消地産の取組については、先ほど課長が答弁いたしましたように、県が第三セクターでやってるような太陽光発電からの収益とか、そういう細かい取組ですとか、まださらにこれからできるようなものもあろうかと思います。そういうものも併せまして、項目としてはこのエネルギーの地消地産の取組というものを挙げて、そのほかの取組もありますということを示すような書き方にしております。

◎塚地委員　結構、市町村も一生懸命独自の努力もされていて、今本当にマイクロ小水力発電みたいな、本当に小さな水路でも発電できるということをやっているようなそういう事業もあるので、でき得る限りそういう地域での循環ができるというのを応援していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎田村環境計画推進課長　御指摘のとおり、県内の先進事例につきましては、ネットワーク化をして情報共有できるような場を、ぜひ県としても取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、環境計画推進課を終わります。

ここで、15分休憩します。再開は３時25分ということで。

（休憩15時10分～15時21分）

◎弘田委員長　休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈自然共生課〉

◎弘田委員長　次に、「第７回希少動植物等保全対策検討委員会の概要について」、自然共生課の説明を求めます。

◎濱口自然共生課長　当課からは、２件報告事項があります。

まず、先月２月12日に開催しました第７回希少植物等保全対策検討委員会の概要について、報告いたします。

資料１ページです。まず、１植生モニタリング調査、移入種除去の状況について説明いたします。

右側に四国カルストの地図がありますが、カルストの探勝路地図内茶色で表示されている道とその周辺エリアにおいて、植生のモニタリング調査と、移入種の除去を令和６年度に引き続き行いました。

（１）植生モニタリング調査については、地図の中に赤丸で表示しております地点１から４までの４か所で砕石を除去して、植生の回復状況を調査しております。地点１、２、４の３カ所には天狗高原で採取した種をまきまして、地点３は比較対象とするため、種まきをせず調査を行っております。

資料中ほど結果の部分ですが、種まきを行った地点での発芽、開花結実が確認されております。地点によって植被率や植物が生育した高さには違いがありましたが、原因は土壌の硬さの違いによるものではないかと考えております。また、地点３につきましては、周辺との差がない程度まで回復している状況となっております。

資料下側に地点２と地点３の経年変化の写真を載せておりますので御覧いただければと存じます。

引き続き、植物の定着状況や植生の回復状況を確認するため、モニタリングの継続が望ましいとの報告がされておりますので、そのための予算を計上しております。

資料２ページです。（２）移入種除去ですが、探勝路沿いを踏査し、移入種を発見した場合、記録した上で除去を行っています。今年度は12地点で移入種22個体を発見し、全て記録して除去を行ってます。昨年度は22地点で111個体を除去しておりますので、地点数は約半分に、個体数は80％減っているという結果になっております。引き続き移入種の抑制、また侵入状況の確認のため継続が望ましいとの報告をされておりますので、同じくそのための予算を計上しております。

次に資料下半分、２安全対策等について説明いたします。右側に地図を載せておりますが、赤丸の部分、駐車場から見晴台に向かう途中のバリアフリー道と旧道との接合部分に、左側の写真のとおり、路面に土砂が流出している箇所があります。安全面、維持管理面において問題がありますことから、対策として土留めを兼ねた木製階段工の設置を行うこととしております。工法の検討に当たりましては、検討委員会の委員をはじめ、地元の関係者から御助言いただきまして、景観や周辺地形に配慮したものとしております。工事につきましては、本年度末までに完了するよう進めているところです。

資料３ページです。次に３植生図について説明いたします。令和６年に実施しました第５回の委員会におきまして、委員から、天狗高原の草原の保全に向け基礎データとして植生図を作成する必要があるとの御意見がありましたので、エリア内の各地点で植生状況を調査し、年度末までに植生図を作成することとしておりました。

資料下側に図を載せておりますが、エリアごとに主となる植物に着目をして色分けを行っております。今後は完成した図を基にしまして、草原の適正な維持管理に向け、草刈り、

また火入れなどを実施していくこととしております。あわせまして、津野町から今年度の火入れについて報告が行われました。過去の実施状況も勘案しまして、今回の植生図で申しますと西側、濃い緑が多い部分を中心に、３月29日に行う予定であるという報告でした。

資料４ページです。４維持管理草刈りの試行について説明いたします。昨年度、第５回、第６回の検討委員会で、草原の維持管理が課題として示されたことを受けまして、試行の取組として昨年11月に草刈りを行っております。

写真左上、位置図と書いた上空からの写真の赤色で塗った部分、先ほどの植生図でいうと西の端のエリアになりますけれども、草刈りを実施しております。面積は約450平方メートルとなっております。

作業内容としましては、津野町において事前に草刈りを実施していただき、当日はボランティアで協力していただいた方を含め、津野町また当課職員、計15名ほどで、掻き出し、搬出を中心とした作業を行いました。写真を、作業前、作業中、作業後というふうに載せておりますけれども、今後、希少植物が出現するかなどについて経過観察を行いまして、効果を検証していくこととしております。委員からは、大学生にボランティアとして参加してもらい、生物多様性の保全の重要についても学べる場としてほしいという御意見がありましたので、来年度の実施に向け、関係者と協議をしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎弘田委員長　質疑を行います。

（なし）

◎弘田委員長　質疑を終わります。

次に、「公共工事に伴う希少野生植物消失事案発生を受けての対応等について」、自然共生課の説明を求めます。

◎濱口自然共生課長　報告事項の２件目、公共工事に伴う希少野生植物消失事案発生を受けての対応等について報告いたします。

資料７ページです。まず、１経緯についてです。１つ目、令和７年８月に、県道坂瀬吉野線、本山町の坂本地区におきまして、土木部中央東土木事務所、本山事務所の工事として道路拡幅の工事の着手がなされました。その後、令和７年11月に牧野植物園から当課に連絡がありまして、希少植物が消失しているということが判明いたしました。この消失につきましては、令和７年12月議会の産業振興土木委員会において、土木部から資料８ページと９ページにより報告が行われております。

資料９ページを御覧ください。地図と写真を載せておりますが、工事は左下の写真、左側の山側に擁壁を施工して拡幅を行う工事でした。赤い点線で囲んだ部分に希少植物であるマダイオウが生育しておりまして、工事に伴い消失したものです。

資料７ページに戻ります。御覧ください。２以降で希少植物への配慮の仕組み、課題、

改善策等について説明いたします。

まず２公共工事の際の希少植物への配慮については、既存の仕組みといたしまして、①環境影響評価、②文化環境評価システムの仕組みがあります。その下のポツですが、これら２つは、比較的大きな工事が対象となっております。小規模の工事については、反対に対象外となってます。そのため、①、②の対象外の工事につきましては、自然共生課を経由しまして、専門機関に確認できる体制を整備していたところです。

次に、３今回の事案の課題ですが、事業担当課には希少植物の情報がありませんので、小規模な工事について確認を行うには、当課への照会という１つのプロセスを踏む必要がありまして、事業の担当課が主体的に確認を行う仕組みが十分ではありませんでした。

この課題に対しまして、４改善策として、牧野植物園からの助言も頂いて、検討を行いまして、希少植物の位置情報を庁内で共有することで、事業の担当課が、事前に主体的に確認を行える仕組みに変更をいたしました。

あわせまして、５庁内調査の結果ですが、今回の事例のほかに同様の消失の事案がないか、令和６年４月以降の県発注工事において庁内調査を実施いたしました。結果としまして今回の１件以外には消失事案は確認をされておりません。

希少植物の保全につきましては改善策も含めまして、周知徹底を図りまして万全を期してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎塚地委員　リスト化をどの範囲までするかというか、道路縁なのか、県内全体を全部リスト化するのかとか。

◎濱口自然共生課長　牧野植物園の持ってるデータを全てデータ化して、プロットできるような格好にしておりまして、それを庁内で共有しております。

◎塚地委員　それはもう既に共有をされている状態ですか。

◎濱口自然共生課長　共有をしておりまして、それに基づきまして庁内調査を実施しております。

◎塚地委員　盗掘みたいな問題もあって、結構やっぱ希少種がどこにあるのかということをあんまりオープンにはしないシステムで来たと思うんですけど、そこらあたりはどんな取扱いですか。

◎濱口自然共生課長　リスト化しておりますけど、植物の名前を隠した状態で、見えない状態にしてリスト化をして場所だけ分かるようにしておりますので、どの植物かというのが分からない状態にしておりますので、盗掘対策として、もちろん公務員は守秘義務がありますけれども、それに加えまして、名前を明かさないということで、庁内共有はしております。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、自然共生課を終わります。

〈環境対策課〉

◎弘田委員長　次に、「第６期高知県廃棄物処理計画について」、環境対策課の説明を求めます。

◎那須環境対策課長　環境審議会での御審議を経て答申を頂きました第６期高知県廃棄物処理計画の概要につきまして、パブリックコメントに添付をした資料からポイントを絞って御報告いたします。

１ページです。廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づき策定をします法定計画で、計画期間は令和８年から12年度までの５年間となります。

中段の表、左側、漢数字の一から五までが法定の記載事項となっておりまして、表の右欄に県の計画での対応の箇所を示しております。

一番下、第５期計画からの改正のポイントは大きく３点となります。１点目は、国の基本方針に沿って、目標とする項目や数値の見直しを行っております。２点目に一般廃棄物の広域化、集約化に関する計画につきまして、令和６年の環境省通知に沿った内容に見直しを行っております。最後に、現在改定中の環境基本計画との整合を図りながら、県、市町村、事業者、県民の各主体の役割を明記するとともに、プラスチック資源循環の促進やリサイクル産業の振興・育成など、近年の全国的な動向を意識した見直しを行っております。

２ページをお願いをいたします。一般廃棄物の処理の状況です。

左上の表が令和６年度の一般廃棄物の排出状況、その下のグラフが主要な指標の平成27年度からの推移をお示しをしております。

一番下、下段の黄色い枠のところに現状のポイントを記載をしております。

こうした状況を踏まえまして、資料の右上に記載のとおり、第６期計画での減量化目標として、国の基本方針を参考に部会での審議を頂きながら、本県の実情を踏まえた調整を行いまして、５つの項目を設定をしております。

資料３ページをお願いをいたします。一般廃棄物処理の広域化・集約化についてです。この計画は高知県ごみ処理広域化計画といたしまして平成11年からスタートしたもので、右上の表のとおり、県内を６つのブロックに分割し、計画策定当時に30施設あった県内のごみ焼却施設を各ブロックに１つに集約をするという目標で、市町村と連携しながら取組を進め、現在８施設までの集約化が進んでおります。今後の取組方針といたしましては、これまでの方針を踏襲し、市町村が実施をする施設の更新や大規模修繕のタイミングに合わせまして、具体的な検討を行うこととし、災害時の広域処理や代替性確保といった視点も踏まえまして、調整などの面で県としても積極的に関与をしていく予定です。

４ページをお願いいたします。次に産業廃棄物の状況です。左上が、令和６年度の産業廃棄物の排出状況、その下の帯グラフが、業種別、品目別の処理・処分の状況です。その右の折れ線グラフが主要な指標の平成17年度からの推移を示しております。一番下、下段の黄色の枠のところに現状のポイントを記載をしております。

こうした状況を踏まえまして、右上の表のとおり、国の目標値を参考に３つの項目で減量化目標を定めております。

５ページをお願いをいたします。目標達成に向けた主な施策を記載をしておりますが、ここでの説明は省略いたします。

廃棄物処理計画についての説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑を行います。

（なし）

◎弘田委員長　質疑を終わります。

次に、「新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備状況について」、環境対策課の説明を求めます。

◎那須環境対策課長　続きまして、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備状況と12月の委員会で御報告をいたしました埋立地内の斜面の緩みへの工期、工費への影響について御報告をいたします。

資料６ページです。まず資料の上段、１工事の進捗状況ですが、施設本体南側斜面の掘削工事が無事完了し、現在、屋根を支える柱や、防災調整池の堤体の施工を進めているところです。２月末現在の進捗率は、施設本体工事が42.6％、進入道路工事が58.6％となっております。

続きまして、工期につきまして資料の下段、左側、２完成時期等の見込みを御覧ください。埋立地内部の斜面対策の追加工事に関し、施工業者とも精査を進めてまいりましたが、完成時期が令和10年２月末頃と想定よりも約半年の遅れが生じることとなり、供用開始時期も令和10年４月頃となる見込みとなっております。一方、線表の一番下、３現行施設の欄に記載のとおり、これまで現行施設は令和９年９月頃に満杯になる見込みとなっております。現時点の搬入量を考慮いたしますと、多少の延命化はできる可能性はあるものの、半年間という期間を解消することは難しく、一定の空白期間が生じる見込みとなっております。このため、今後の対応といたしまして、県内の大口の排出事業者の皆様に対して、引き続き現行施設への延命化の御協力をお願いするとともに、一時的な県外搬出の準備など、空白期間への対応の検討を進めていただくようお願いをしてまいりたいと考えております。あわせまして、四国各県に対しまして、本県の状況をお伝えをし、本県から搬出される産業廃棄物の受入れにつきまして御配慮いただけるよう要請をしてまいりたいと考えております。

総事業費につきまして、右側の３総事業費及び財源の見込みを御覧ください。

今回の追加対策工及びそれに伴う工期の延長によりまして、総事業費は当初の132.7億円から2.4億円増の135.1億円の見込みとなっております。この増加分2.4億円の財源につきましては、中段の色つきの帯グラフの一番右、緑色の国庫補助金の枠のうち、追加で確保できております11.5億円から充当することとしています。このため県及び市町村の負担金の増額というのは現時点ではありません。

12月議会で御報告をいたしました、埋立地内部の斜面の緩みの影響の御説明は以上となりますが、今月に入りまして今回御報告したものとは別の場所となります防災調整池の上部のり面で、新たな緩みが確認をされております。この工期、工費への影響が発生する可能性もありますので、取り急ぎ、資料にありませんが、口頭で御報告いたします。

現場は、防災調整池の西側の斜面に当たる部分になります。成形のための掘削作業を昨年12月から進めておりましたが、３月２日に緩みが確認をされております。緩んだ部分では、雨の影響と思われる湧水が裏側から確認をされておりますとともに、緩んだ土が大量の水分を含んでいるということが確認をされておりまして、現場からは、この影響によるものではないかとの一報を受けております。原因分析と対策工の検討、それによる工期、工費への影響の精査を引き続き行いまして、次回委員会で改めて詳細を御報告したいと考えております。

説明は、以上です。

◎弘田委員長　質疑を行います。

◎上治委員　今、説明で、やっぱり空白期間が生じる見込み、皆さん方に協力をお願いしたい。もちろん協力はしていただかないかんけど、その協力というのは、どこぞで一時保管をしていただきたいという協力、もちろん減量もやるけど、それぞれの業者、皆さん方が一時保管できるところがなかったら、住民の方々にとったら、すごい県民の方々は納得いかないんじゃないかと思います。そこはどうなんですか。

◎那須環境対策課長　燃え殻であったりというものは、処分場、中間処理場業者の保管場所で一時的に保管できる部分も多少はあるとお伺いをしておりますけれども、エコサイクル高知に搬入されてある大きな品目で鉱滓というものがあります。それは、事業者のほうではなかなか保管することが難しいと思われますので、県外への搬出、または、そのもともとの排出抑制のほうの工夫ができないかというところも少しお話を伺っていく必要があるかなと考えております。

◎上治委員　最終的に受入れがなかったら、今言うように県外ということも当然お金かかってもあるだろうし、それはそれでやらないかんけど。やっぱりこの工事は発注、変更をしてって、それぞれの説明の中から言うたら遅れていきゆうんで、それはやっぱり県としても一定の施設管理者としての工事発注側としても責任がないということはないんで、安

全ももちろんつくらないかんわけやけど、早めにそれぞれの事業者に連絡をして、おおむねのことはちゃんと連携を取って、不平不満というか、そういうことがないように、ぜひ、そこはもうお願いで構いません。

◎那須環境対策課長　この委員会後、来週、大口の事業者様のほうにはこういう状況ですというところは御報告をして早めの準備というのも検討いただくような形で回りたいと考えております。

◎塚地委員　先ほど、関連なんですけど、四国各県の産廃事業者に受入れをお願いには行かない。県外からの受入れをしないというような方針を決めている県みたいなのはないんですか。

◎那須環境対策課長　四国各県はこれまで基本的には原則受入れをしない形で取り扱っておりましたけれども、愛媛県が令和７年４月から要綱を見直しまして、協議をすれば受入れができる形に変更をしていただいております。徳島県、香川県も、要綱上は知事に協議をすれば受入れができると、特殊な事情に限るという条件がありますので、そういったところに本県の事情を御説明をして、御配慮がいただけないかというところを行政サイドにお願いをしていこうかと思っております。

◎塚地委員　そこは、県が汗をかく必要があるかなとは思いますので、よろしくお願いします。搬出距離が延びて、一定、この事業者に新たな負担が生じるということはあろうかと思うんですけど、業者も厳しいかもしれないんですけど、本来、産業廃棄物処理施設というのは業者の責任であるべきもので、相当、私たちは、不法投棄もあってもいけないから、やっぱり行政が相当な肩入れして、この施設を造りましょうということで造る。県民の皆さんに等しく税金で負担していただくということになってる施設なんですよね。なので、業者にしてみたら県の不備で延びているんで、そこは県が負担するのが当たり前やないかとお思いになるかもしれないんですけど、そこはやっぱり本来の在り方ということも業者には感じていただいた対応をしていただけたらいいなあと思いますんで、嫌われるかもしれんけど、そういう意見もありましたよということはお伝えいただいちょったらいいと思いますので、よろしくお願いします。

◎弘田委員長　要請ということですね。

◎桑鶴副委員長　６ページの右の下なんですけど、国費の追加確保分で対応されて、今後の施工状況や物価高騰によりさらなる増額が必要になる可能性があるという文が残ってるじゃないですか。これってことは、それも国費の中で賄える状況ですか。

◎那須環境対策課長　今のところ、スライドがどのぐらい増えるかというのが見込めてない部分もありますので、そういった可能性があるというところを記載しております。また、今後、追加の工事が発生しないとも限りませんので、そういう意味合いで記載してるものなんですけれども、当面はこの国費の余剰分を充当して、市町村からの追加の負担を求め

ない形で対応したいと考えております。

◎弘田委員長　先ほど課長は斜面の新たな緩みが出てきたという話をされました。結果見よったら、また工事の再延長とか計画の変更とかあろうかと思います。こういった施設ですので、きちんとしたものを造らんといけませんので、工期が延長されて空白期間が長引くということは本当多大な影響になると思いますんで、なるべく早く新たな緩みについて精査をして、きちんとした対応をしてもらいたいというふうに思いますので。これは要請というかね。よろしくお願いをいたします。

◎那須環境対策課長　しっかり対応してまいります。

◎弘田委員長　質疑を終わります。

以上で、環境対策課を終わります。

これで、林業振興・環境部を終わります。

お諮りをいたします。

以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については明日行いたいと思いますが御異議ありませんか。

（異議なし）

◎弘田委員長　それでは以後の日程については、明日の午前10時から行いますのでよろしくお願いをいたします。

本日の委員会は、これで閉会します。

（15時47分閉会）